

【案】

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

(平成 22 年度)

指 定 都 市

目 次

・ 重点要望事項	1
・ 要望事項	3
・ 重点要望事項詳細説明	
<総論的事項>	
1 地方財源総額の確保	6
<税制関係>	
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	9
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	11
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の改革	13
2 国直轄事業負担金の廃止	15
3 地方交付税の改革等	17
・ 要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 消費・流通課税の充実	20
2 所得課税の充実（個人住民税）	21
3 所得課税の充実（法人住民税）	22
4 固定資産税の安定的確保	23
5 定額課税の見直し	24
6 租税特別措置等の整理合理化	25
<財政関係>	
1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し	26
2 国庫補助負担金の運用・関与の改善	27
3 地方債の発行条件の改善	28
・ 資料編	
～指定都市の実態について～	29

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等大都市の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。さらに、昨年来の世界的な経済危機により法人関係税が大幅な減収になり、また、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

こうした中、地方税財政の改革を含めた地方分権改革に向けて、地方分権改革推進委員会が数次にわたる勧告等を行っていますが、各府省の消極的な姿勢が見受けられるなど今後の改革の停滞が懸念されます。

地方分権改革を推進するためにも、地方税財源の拡充強化にあたっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、税源配分の是正を行う必要があります。さらに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の税源、とりわけ都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要できます。

こうした方向を目指しつつ、次により税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成21年 月

指定都市市長会

札幌市長 上田文雄
仙台市長 奥山恵美子
さいたま市長 清水勇人
千葉市長 熊谷俊人
川崎市長 阿部孝夫
横浜市長 林文子
新潟市長 篠田昭
静岡市長 小嶋善吉
浜松市長 調鈴木康友
名古屋市長 河村たかし
京都市长 門川大作
大阪市长 平松邦夫
堺市长 木原敬介
神戸市长 矢田立郎
岡山市长 高谷茂男
広島市长 秋葉忠利
北九州市长 北橋健治
福冈市长 吉田宏

指定都市議長会

札幌市議会議長 福士勝
仙台市議会議長 野田譲
さいたま市議会議長 関根信明
千葉市議会議長 小柳輝信
川崎市議会議長 濑田智信
横浜市議会議長 川口正寿
新潟市議会議長 志田常佳
静岡市議会議長 近藤光男
浜松市議会議長 高中林一文
名古屋市議会議長 吉田隆一
京都市議会議長 繁隆夫
大阪市議会議長 舟戸良裕
堺市議会議長 星原卓次
神戸市議会議長 吉田謙治
岡山市議会議長 宮武博
広島市議会議長 藤田博之
北九州市議会議長 佐々木健五
福岡市議会議長 光安力

重点要望事項（総論的事項）

1 地方財源総額の確保

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる地方公共団体の役割を踏まえ、必要な地方財源の総額を確保すること。

重点要望事項（税制関係）

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しの際には、相当額全額を指定都市へ税源移譲すること。

2 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

3 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還に係る特例措置の対象の拡大及び延長を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

[重点要望事項詳細説明]

1 地方財源総額の確保

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる地方公共団体の役割を踏まえ、必要な地方財源の総額を確保すること。

平成16年度から18年度にかけ、いわゆる三位一体の改革として、地方税財政制度の改革が行われ、国から地方への税源移譲が実現したことは一定の評価ができるものの、国庫補助負担金が約4.7兆円、地方交付税が約5.1兆円削減された一方、税源移譲は約3兆円にとどまったことから、地方財源の総額は大幅に縮減し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難になっている。

現在、地方分権改革推進法の下、税財政制度の見直しを含めた地方分権改革に向けた議論が行われているが、眞の地方分権改革を実現するためには、国・地方間の「税の配分」の是正など、地方の税財源の拡充が必要不可欠である。

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる地方公共団体の役割を踏まえ、必要な地方財源の総額が確保されるよう、適切な措置を行うこと。

なお、地方税財政に影響のある制度改正・施策等を行うにあたっては、国の責任において確実な補てん措置を実施すること。

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差のは是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したが、国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

なお、地方法人特別税のように、地方税の一部国税化によって、地方税収間の水平調整による格差は正を行なうことは、地方分権の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差のは是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行なうべきである。

国・地方における租税の配分状況（平成21年度）

		《現 状》	
税の配分		税の実質配分	
4	地方税	地 方	8
	36兆1,860億円 43.1%	63兆4,904億円 75.6% 〔地 方 税 36兆1,860億円〕	：
6	国 税	地 方交付税 16兆5,733億円 地 方譲与税 1兆4,618億円 国 庫 支 出 金 10兆3,016億円 国 直 脅 事 業 負 担 金 等 △1兆323億円	2
	47兆8,155億円 56.9%	国 20兆5,111億円 24.4%	
総額84兆15億円		総額84兆15億円	

注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

税の配分の
抜本的な
は是正が必要！

税源移譲

（6兆円程度）

国税：地方税=5：5とするための税源移譲のパターン例

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11% (移譲見込額)約1兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 12% (移譲見込額)約2兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 18.3% (移譲見込額)約1兆円		法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 24.4% (移譲見込額)約2兆円
移譲額計	6兆円程度	6兆円程度	6兆円程度

注 1 税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、消費税から地方消費税への税源移譲（地方消費税1%⇒2.5%）を基本に試算したもの。

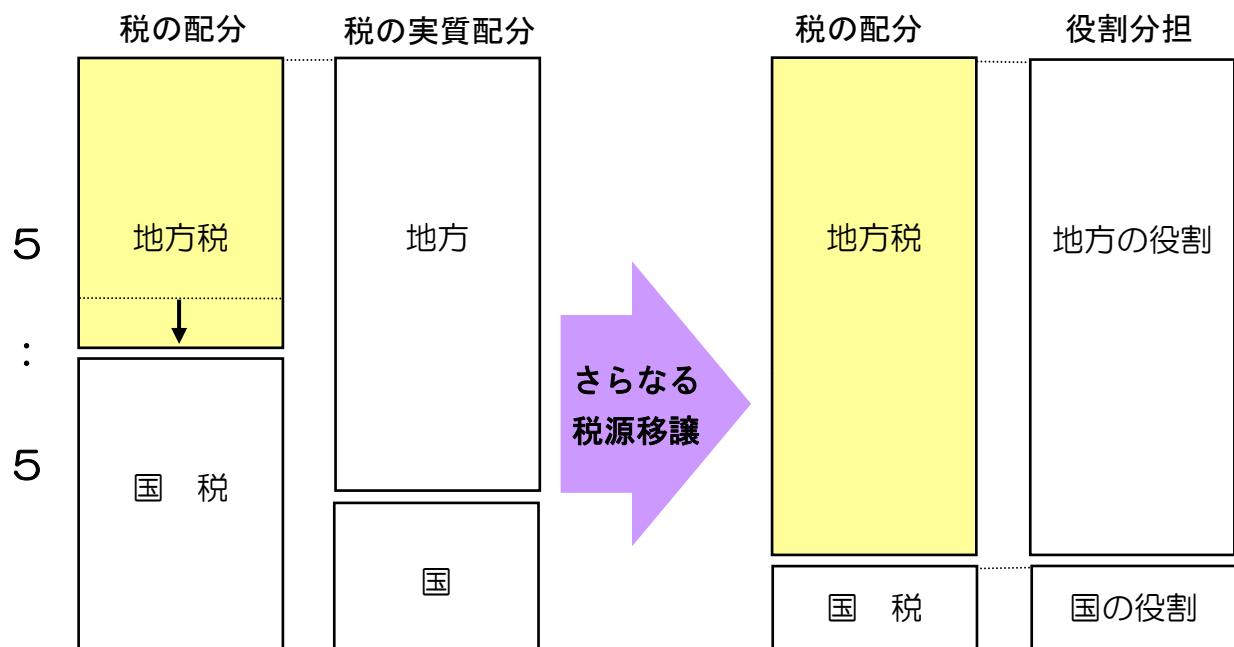
2 移譲総額は平成21年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。

第二期地方分権改革

《当面》

《さらに》

国5：地方5



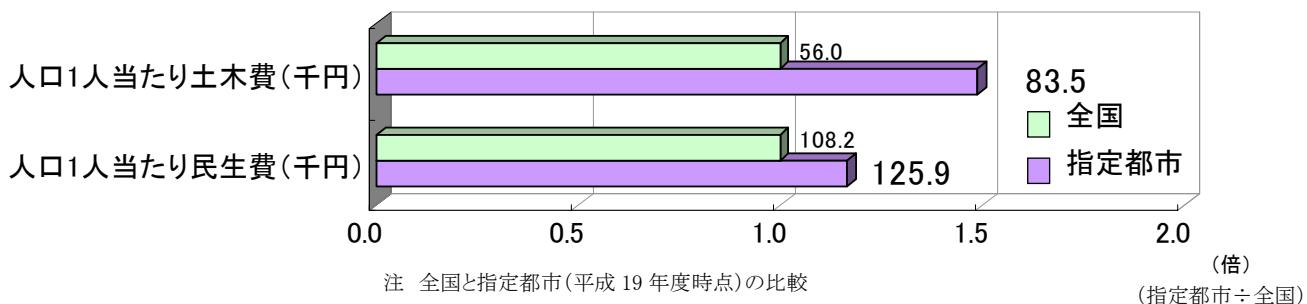
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

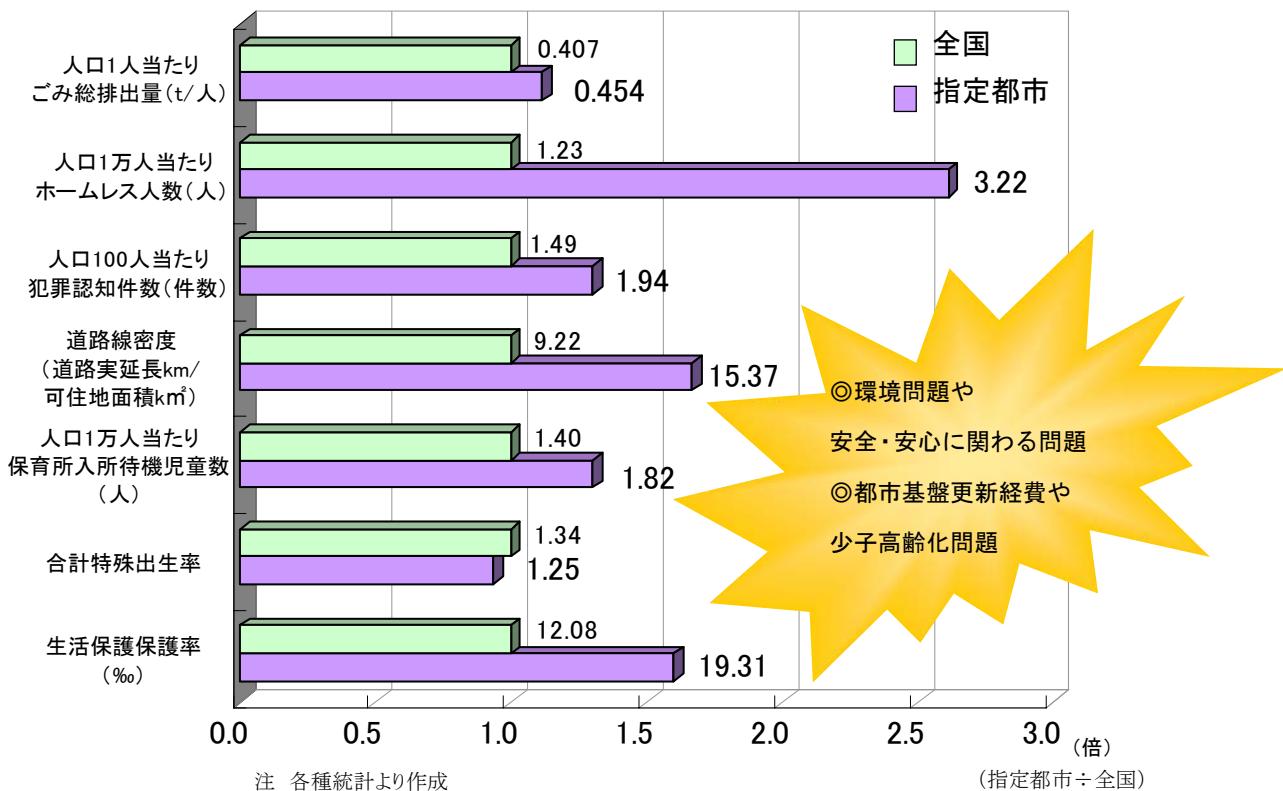
指定都市では、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。

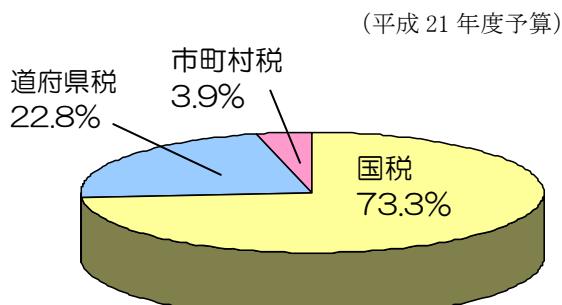
都市的財政需要（全国平均との比較）



都市の課題（全国平均との比較）

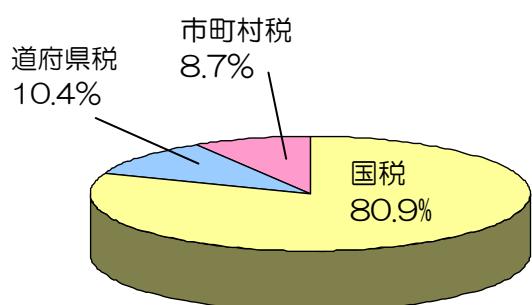


消費・流通課税の配分割合



注 国税:平成 21 年度当初予算
道府県税、市町村税:平成 21 年度地方財政計画

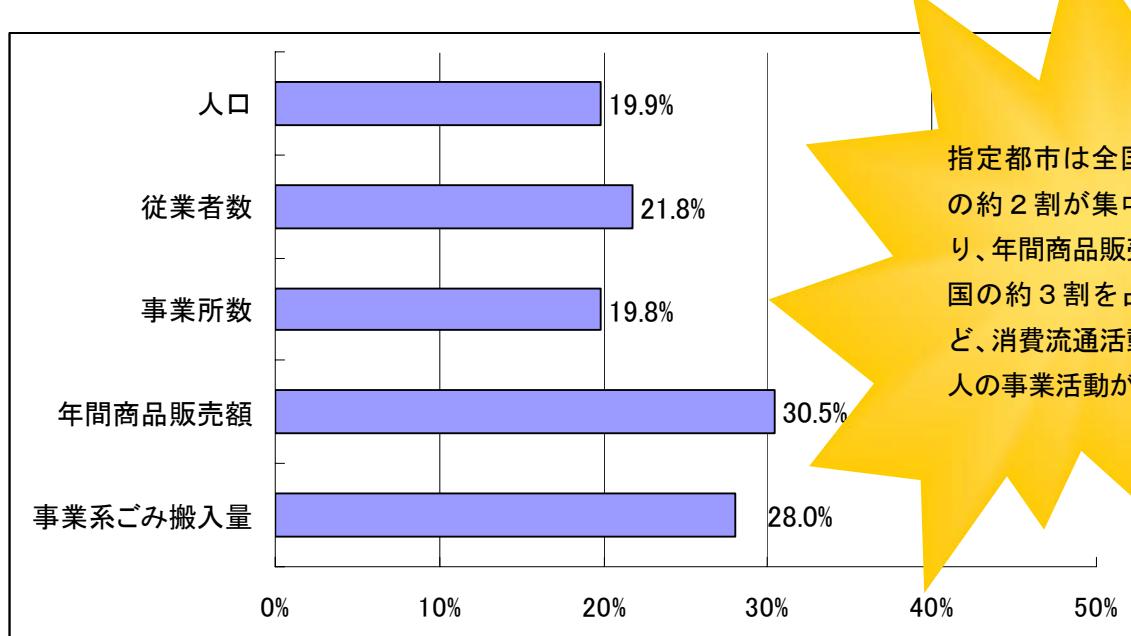
法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入される
ことを調整した後の税率である。

都市的税目の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



指定都市は全国の人口
の約 2 割が集中してお
り、年間商品販売額も全
国の約 3 割を占めるな
ど、消費流通活動及び法
人の事業活動が活発！

注 各種統計より作成

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、地方の機能の多様化が進む一方で、地方税制は事務権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置すべきである。

なお、第二期地方分権改革において、新たに道府県から指定都市に移譲される事務についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置が必要である。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

☆ 行政サービスは「**指定都市から受益**（大都市特例事務）」

★ その**負担**は「**道府県への納税**」

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、地方消費税→地方消費税交付金）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|----------------|-------------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・障害者自立支援 | ・食品衛生 |
| ・墓地、埋葬等規制 | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 | | |
| ・精神保健及び精神障害者福祉 | | ・結核予防 | ・都市計画 |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- | | | |
|------------|------------------|-----------|
| ・土木出張所 | ・衛生研究所 | ・定時制高校人件費 |
| ・国、道府県道の管理 | ・道府県費負担教職員の任免、研修 | 等 |

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成21年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3, 692億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2, 248億円

税制上の
措置不足額

1, 444億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8, 700億円 など

(平成19年度決算をもとに推計)

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

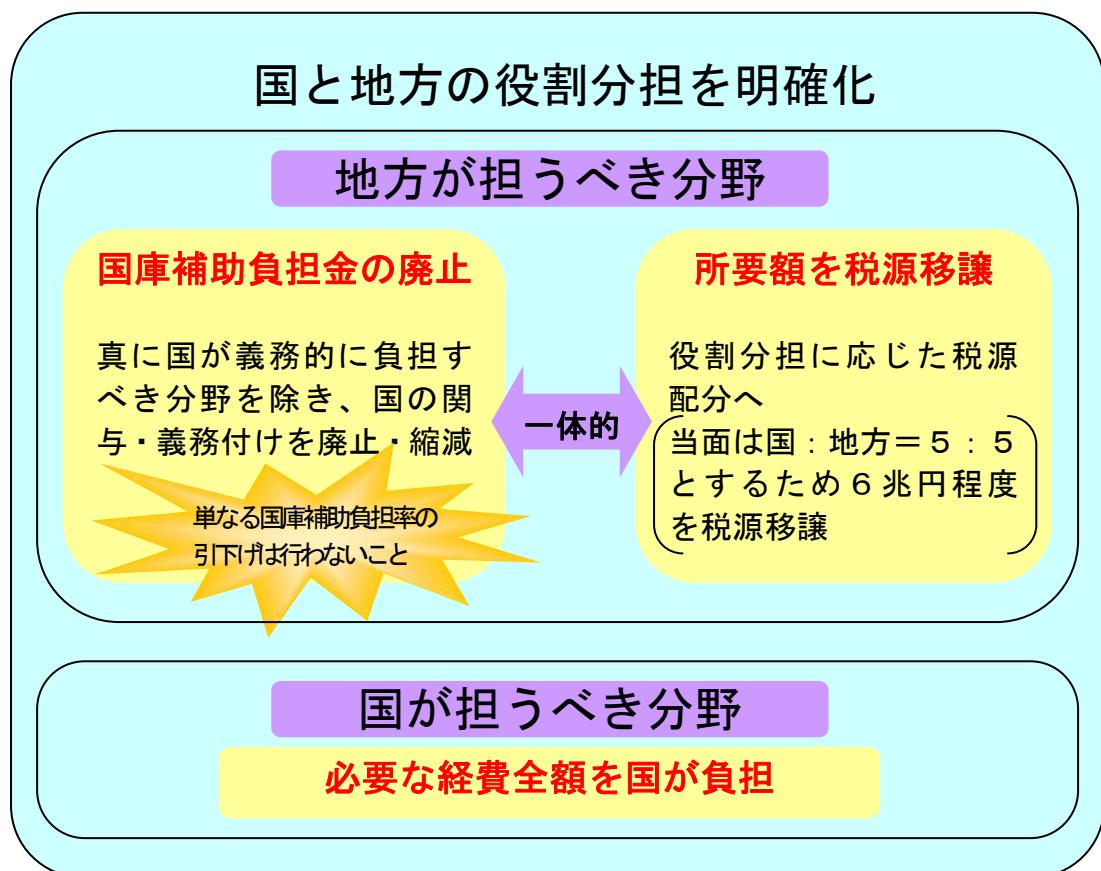
地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきではない。また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。



廃止すべき国庫補助負担金

事 項		主 な も の	21年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	地域活力基盤創造交付金、まちづくり交付金	1兆9,683億円
	経常	公的賃貸住宅家賃対策補助、農地保有合理化促進対策費補助	883億円
	義務	児童育成事業費補助金、疾病予防対策事業費等補助金	2,608億円
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助金、安全・安心な学校づくり交付金	9,765億円
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	2兆 28 億円
小 計			5兆2,967億円
社会資本整備事業特別会計	地域連携推進事業費補助金、交通連携推進事業費補助		3,342億円
合 計			5兆6,309億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち廃止すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、廃止すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

「三位一体の改革」における国庫補助負担金の改革（平成16～18年度）

国庫補助負担金の廃止・縮減	△4.7兆円
税源移譲の対象となるもの	△2.9兆円
交付金化	△0.8兆円
スリム化	△1.0兆円
負担率が引下げられた主なもの	
義務教育費国庫負担金	1/2 ⇒ 1/3
児童扶養手当給付費負担金	3/4 ⇒ 1/3
児童手当国庫負担金	2/3 ⇒ 1/3

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

地方分権の観点から、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の負担で整備・維持管理を行うべきであり、地方自治体に対して個別に負担を求める性格のものではないことから、地方負担は廃止すべきである。

特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から各指定都市と協議を行い、合意形成できる制度を導入すること。また、その際には詳細な説明と十分な情報提供が指定都市に対してなされること。

加えて、国直轄事業負担金制度のあり方全般について、国と指定都市の間で協議を行う場を設けること。

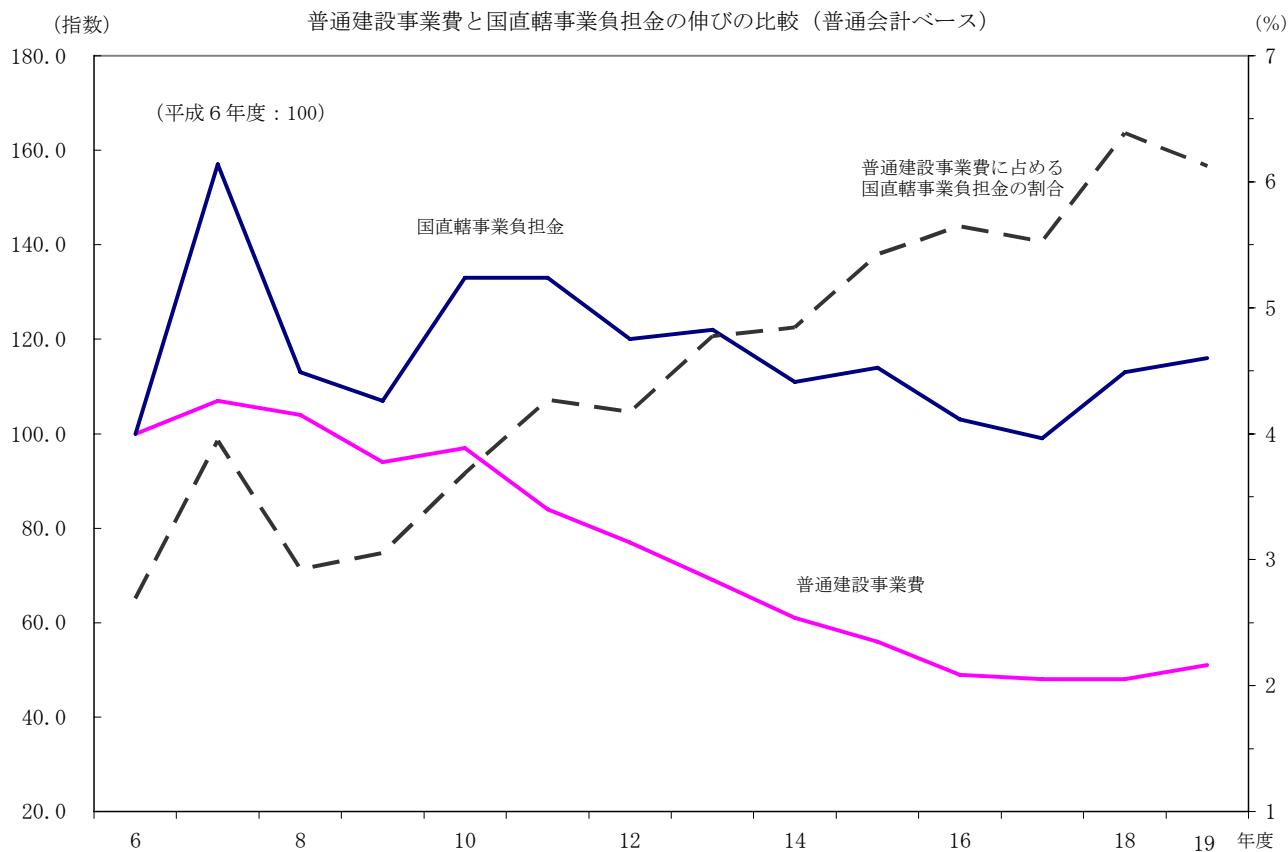
国直轄事業に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

(単位:百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
整備	国道	163,629	61,675	38 %
	港湾	46,539	16,273	35 %
維持管理	国道	25,611	10,314	40 %
計		235,779	88,262	37 %

注 指定都市の負担額は平成19年度決算に基づく。

(参考) 国直轄事業負担金の推移（国に対して直接支出しているもの）



注 1 平成6年度から平成14年度まではさいたま市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市、岡山市を除いた12市計、平成15年度から平成16年度は新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市を除いた13市計、平成17年度は新潟市・浜松市・堺市・岡山市を除いた14市計、平成18年度は新潟市・浜松市・岡山市を除いた15市計、平成19年度は岡山市を除いた17市計である。

2 近年、地方公共団体の公共事業関連予算が大幅な減少傾向にあるのに対し、国直轄事業はほぼ横ばいで推移しているため、国直轄事業負担金の占める割合は、年々増大している。

(参考) 国直轄事業に対する指定都市の負担（道府県を通じて負担しているもの）

(単位:百万円)

事 業 名		国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
整備	港湾	17,094	2,568	15%
	農業農村整備	13,966	1,454	10%
	公園	7,626	829	11%
	空港	9,151	750	8%
	その他	2,998	865	29%
維持管理	公園	3,369	501	15%
計		54,204	6,967	13%

注 指定都市の負担額は平成19年度決算に基づく。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

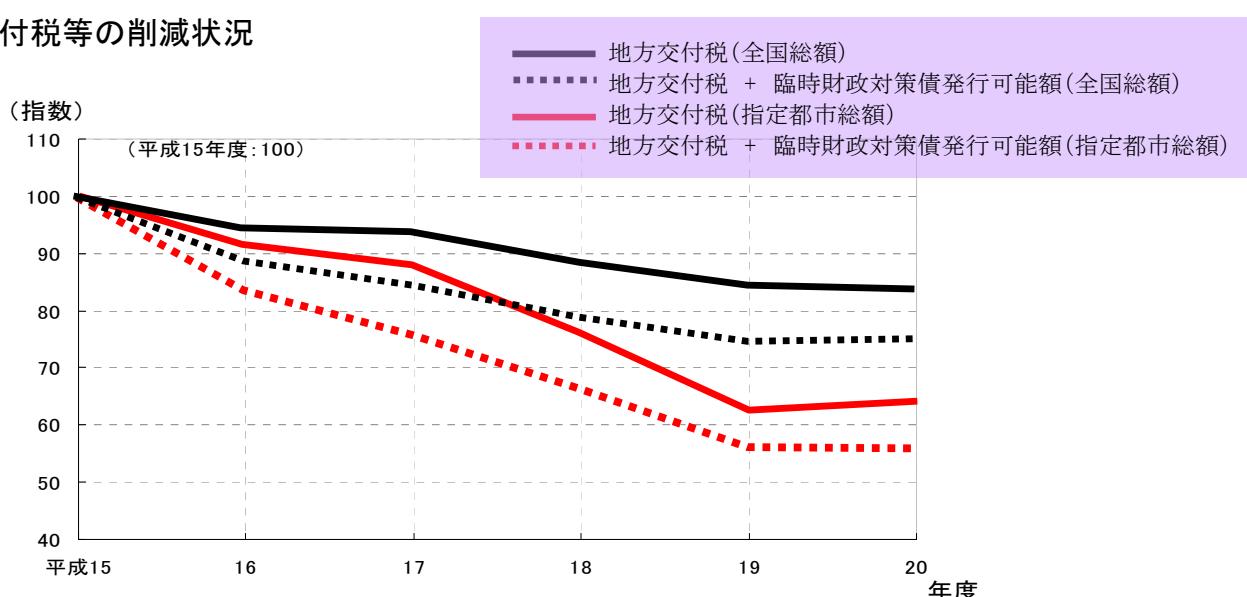
地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供するための地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきである。

地方財政計画策定の際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や、国の歳出削減のみを目的とした削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税の総額を確保すべきである。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、具体的な算定方法や算定基準を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況



注 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった静岡市・堺市・新潟市・浜松市・岡山市も含んでいる。

地方交付税交付決定額等の推移

		平成15年度 決定額	平成20年度 決定額	削減額	削減率
地方交付税	全国総額	18兆 693億円 (14. 1万円)	15兆 690億円 (11. 8万円)	△3兆 3億円	△16. 6%
	指定都市 総額	8, 985億円 (3. 6万円)	5, 709億円 (2. 3万円)	△3, 276億円	△36. 5%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額	全国総額	23兆9, 455億円 (18. 7万円)	17兆9, 022億円 (14. 0万円)	△6兆 433億円	△25. 2%
	指定都市 総額	1兆4, 366億円 (5. 7万円)	7, 979億円 (3. 2万円)	△6, 387億円	△44. 5%
基準財政需要額	全国総額	47兆 762億円 (36. 8万円)	45兆7, 783億円 (35. 8万円)	△1兆2, 979億円	△2. 8%
	指定都市 総額	4兆9, 654億円 (19. 7万円)	4兆6, 391億円 (18. 4万円)	△3, 263億円	△6. 6%

注 1 ()内は人口一人あたりの額

2 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった静岡市・堺市・新潟市・浜松市・岡山市も含んでいる。

3 平成15年度において、指定都市の一人あたり地方交付税額は全国平均額の約3／10だったが、平成20年度においては約2／10まで下がっている。

[要望事項詳細説明]

1 消費・流通課税の充実

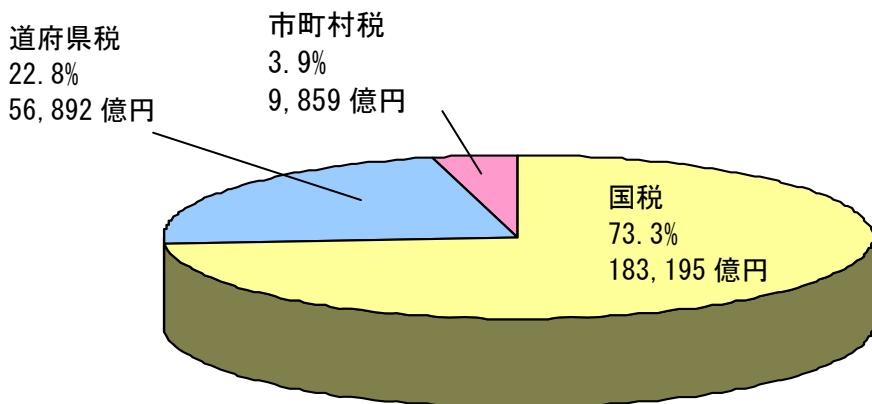
消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は 3.9%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、税源の偏在性が少なく税収が安定している地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくうえで極めて重要な財源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成 21 年度）



注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後に
おいても、市町村の配分割合は 12.6%に過ぎない。

2 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

消費・流通課税の税目

国 税	道府県税	市 町 村 税
消費税、酒税、たばこ税	地方消費税（※）	市町村たばこ税
揮発油税、地方揮発油税（＊）	道府県たばこ税	軽自動車税
航空機燃料税（＊）、石油ガス税（＊）	軽油引取税（※）	入湯税、鉱産税
石油石炭税、自動車重量税（＊）	自動車取得税（※）	
関税、とん税、特別とん税（＊）	自動車税	
電源開発促進税	ゴルフ場利用税（※）	
たばこ特別税	鉱区税、狩猟税	

注（＊）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。

（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

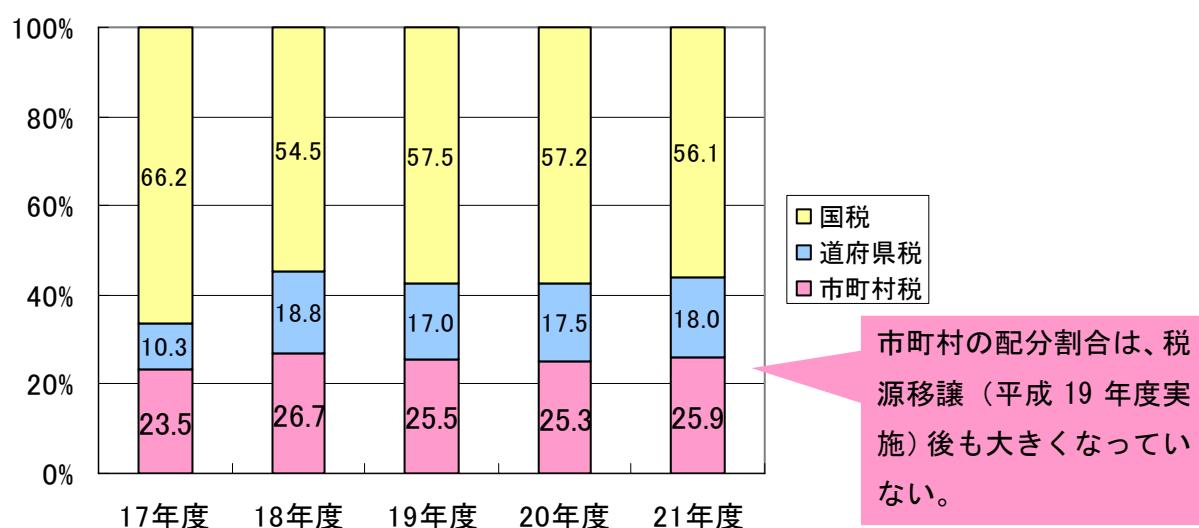
2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であること考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分のは是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

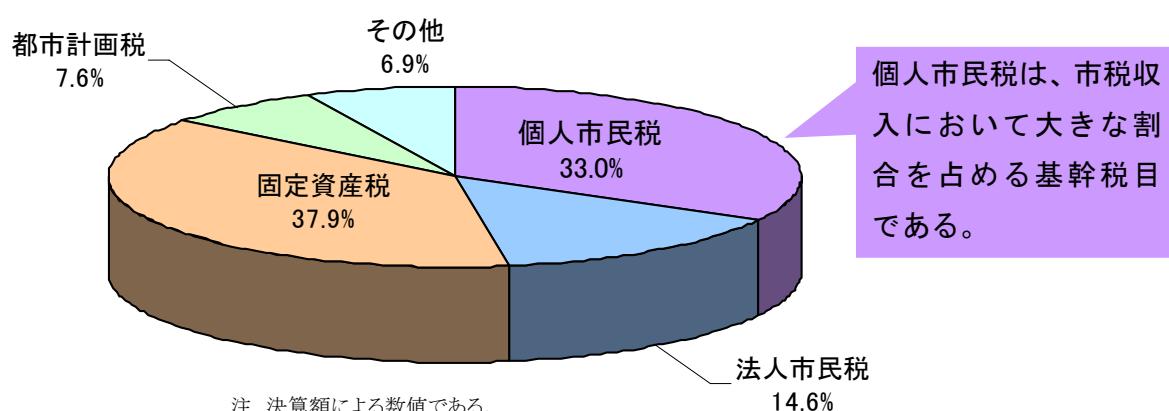
個人所得課税の配分割合



注 1 平成17年度から平成19年度までは決算額、平成20年度及び平成21年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成18年度については、「所得譲与税」を含んでいる。

指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合（平成19年度）



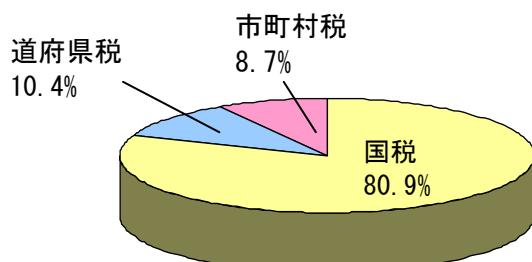
3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のはざみを図る中で配分割合の拡充を図ること。

法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分のはざみを図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

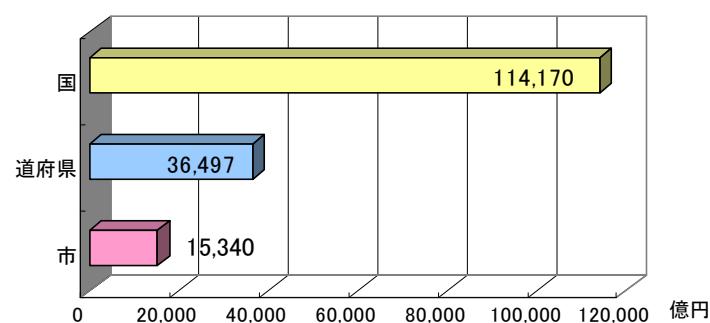
なお、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

法人所得課税（平成 21 年度）

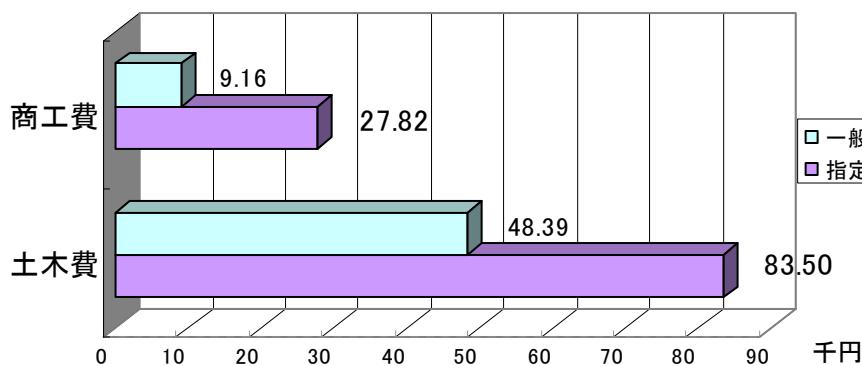


注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 国は法人税(105,440 億円)と地方法人特別税(8,730 億円)の合計、道府県は法人事業税(30,696 億円)と道府県民税法人税割(5,801 億円)の合計による数値である。

法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



注 平成 19 年度市町村別決算状況調

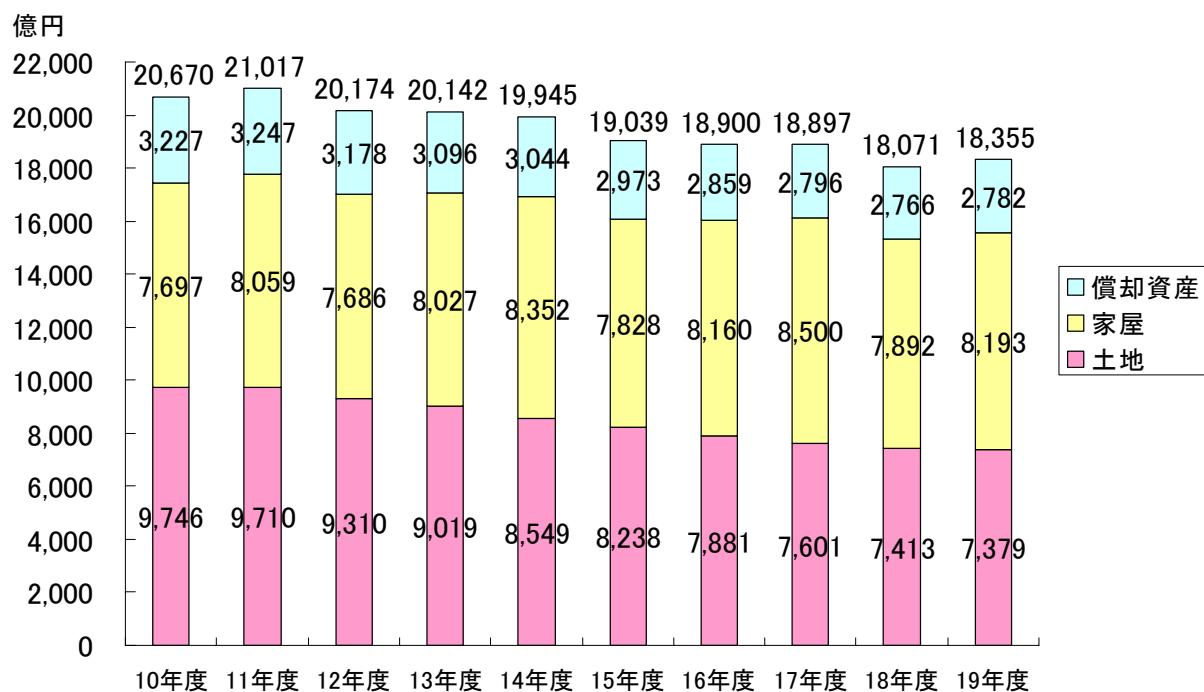
産業の集積とともに
人口が集積する
指定都市では、一般市
に比べて商工費・土木
費の歳出が高水準！

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。

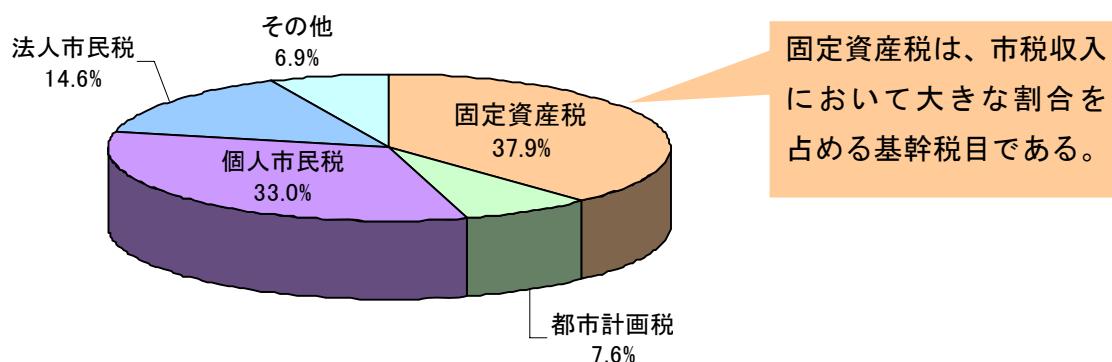
指定都市における固定資産税収の推移（平成10年度～平成19年度）



注 1 決算額による数値である。

2 評価替え年度は、平成12、15、18年度である。

指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合（平成19年度）



注 決算額による数値である。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

46年据置

特別とん税（昭和39年度～）

区分	税率（1トン当たり）
入港ごと	20円
一時納付（一年分）	60円

26年据置

軽自動車税（昭和59年度～）

車種	税率
原動機付自転車	50cc以下
2輪軽自動車	125cc超250cc以下
4輪軽自動車	自家用乗用
	自家用貨物用

26年据置

法人の市民税（均等割）（昭和59年度～）

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など	5万円	

注 従業者数50人以下の額については、平成6年度に1万円引き上げられている。

24年据置

事業所税（昭和61年度～）

区分	税率
資産割	600円/m ²

14年据置

個人の市民税（平成8年度～）

区分	税率
均等割	3,000円

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。

国税における租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

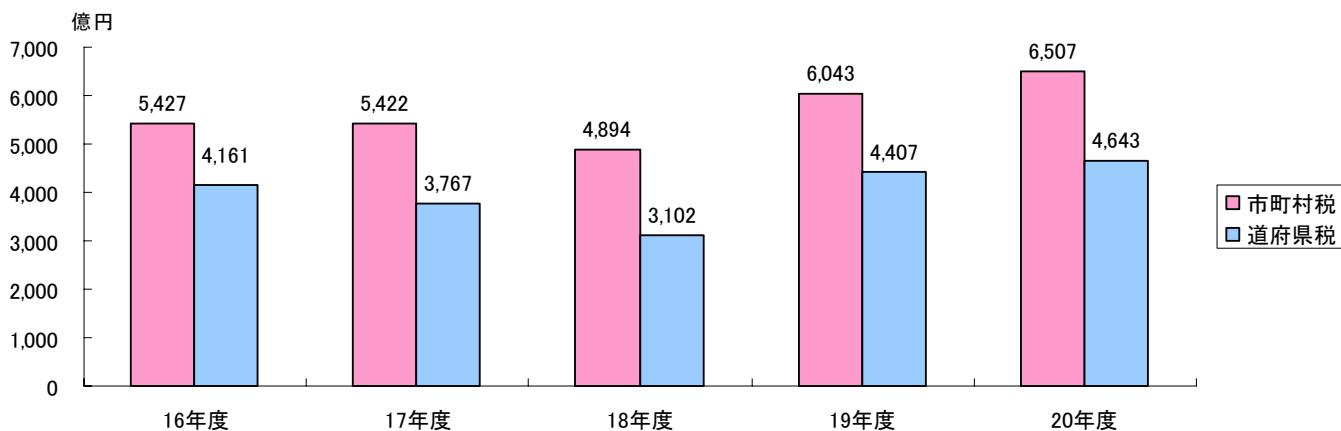
主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの及び課税の均衡上適当でないもの等については、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

租税特別措置等による地方税の減収見込額（平成 20 年度）

(単位:億円)

区分	国税の租税特別措置による地方税の減収見込額	地方税の非課税等特別措置による減収見込額	合計
道府県税	道府県民税	1,462	880
	事業税	1,277	1,024
	計	2,739	1,904
市町村税	市町村民税	2,482	1,319
	固定資産税	-	2,706
	計	2,482	4,025
合計	5,221	5,929	11,150

租税特別措置等による地方税の減収見込額の推移(平成 16 年度～平成 20 年度)



1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しの際には、相当額全額を指定都市へ税源移譲すること。

指定都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務（大都市特例事務）を行っている。大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しが行われる際には、道府県への税源配分のみでなく、指定都市に対しても税源移譲を行うべきである。

大都市特例事務に係る国庫補助負担金（平成 21 年度予算）

(単位: 百万円)

地方自治法第 252 条の 19 の規定に基づく事務に係るもの		その他の法令に基づく事務に係るもの	
事務の項目	国庫補助負担金額	事務の項目	国庫補助負担金額
児童福祉	68,907	国道・道府県道管理	56,042
民生委員	15	衛生研究所	100
身体障害者福祉	643	道府県費教職員の任免・研修	585
生活保護	2,147	都市緑地保全	3,127
社会福祉事業	205	一・二級河川維持管理	437
知的障害者福祉	117	スクールカウンセラー	78
母子家庭寡婦福祉	53		
老人福祉	2,013		
老人保健	540		
母子保健	1,601		
障害者自立支援	38,565		
食品衛生	15		
精神保健福祉	2,695		
結核予防	637		
土地区画整理事業	2,190		
屋外広告物規制	4		
合 計	120,347	合 計	60,369

大都市特例事務に係る国庫補助負担金 1, 807 億円

(平成 21 年度当初予算 指定都市総額)

そのうち

地方自治法に基づく事務に係るもの 1,203 億円

その他法令に基づく事務に係るもの 604 億円

2 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序の維持等を図るため、次のような改善を行うべきである。

- ・ 国庫補助負担金の算出にあたっては、事業実施のための必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担の解消を図ること
- ・ 地方の実情に応じて、地方公共団体の裁量で施行できるよう、補助要件の弾力的な運用を図ること
- ・ 事務負担の軽減を図るため、申請事務・各種照会の簡素合理化を図ること

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下「国の支出金」という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

主な国庫支出金対象事業における超過負担（平成21年度予算）

(単位:億円)

事業費	総事業費 ①	単独事業費 ②	あるべき補助基本額 ③	補助基本額 ④		超過負担 ⑤:③-④	左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
				④	④/③		
保育所運営費	2,341	484	1,857	1,358	73.1%	499	218
ごみ処理施設建設費 (工場建設費)	366	50	316	168	53.2%	148	74
小・中学校校舎建設費	326	41	285	193	67.7%	92	37
小学校	227	23	204	138	67.6%	66	27
中学校	99	18	81	55	67.9%	26	10
小・中学校屋内運動場建設費	75	9	65	44	67.7%	21	9
小学校	44	4	39	25	64.1%	14	6
中学校	31	5	26	19	73.1%	7	3
合計	3,108	584	2,523	1,763	69.9%	760	338

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成21年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

3 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還に係る特例措置の対象の拡大及び延長を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

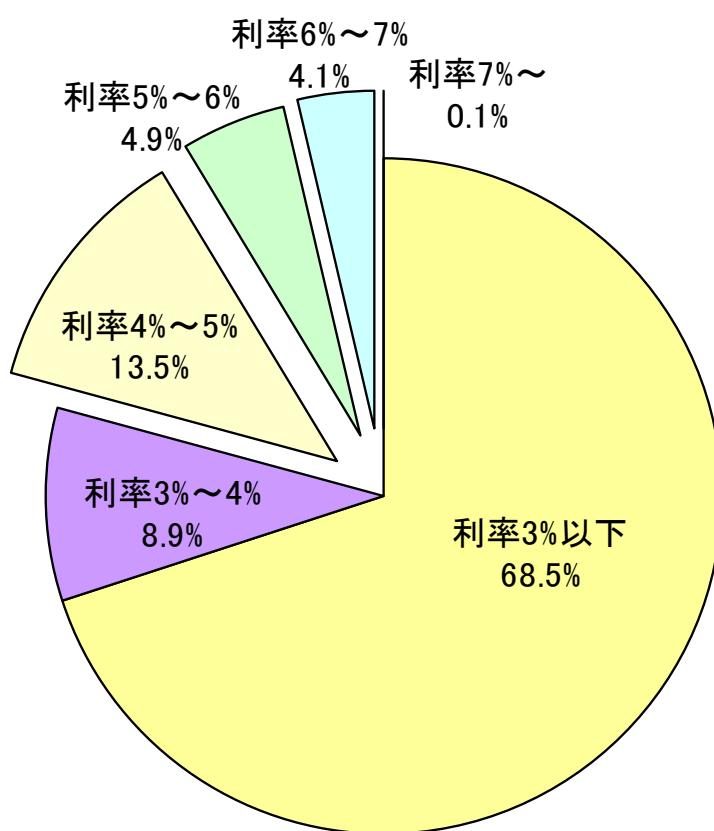
都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、公債費が大都市にとって多大な負担となっている。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政の健全化を推進するため、政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保を図るべきである。また、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置とされている補償金免除繰上償還について、この対象に該当しなかった高金利の政府資金が未だに大きな負担となっているため、今後更に対象となる団体の拡大や要件の緩和を図り、平成 22 年度以降も実施すべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長するなどの弾力的運用を行うべきである。

政府資金の利率別借入残高の構成比

(平成 20 年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計)



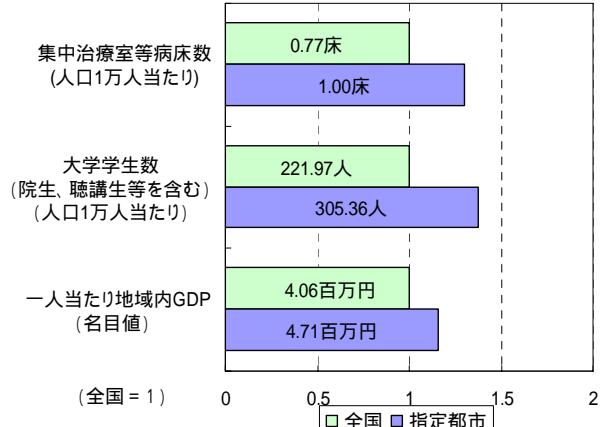
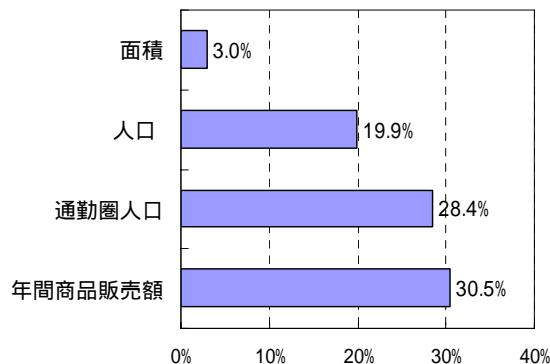
資 料 編

指定都市の実態について（概要）

大都市の特性

集積性・高次性・圏域における中枢性・日本経済牽引の役割

国土面積のわずか3.0%に、全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中。
高度医療や高等教育などが集積し、産業面でも全国より高い生産性を持つ。



*各種統計、平成18年度県民経済計算より作成

*通勤圏人口は5%通勤圏人口

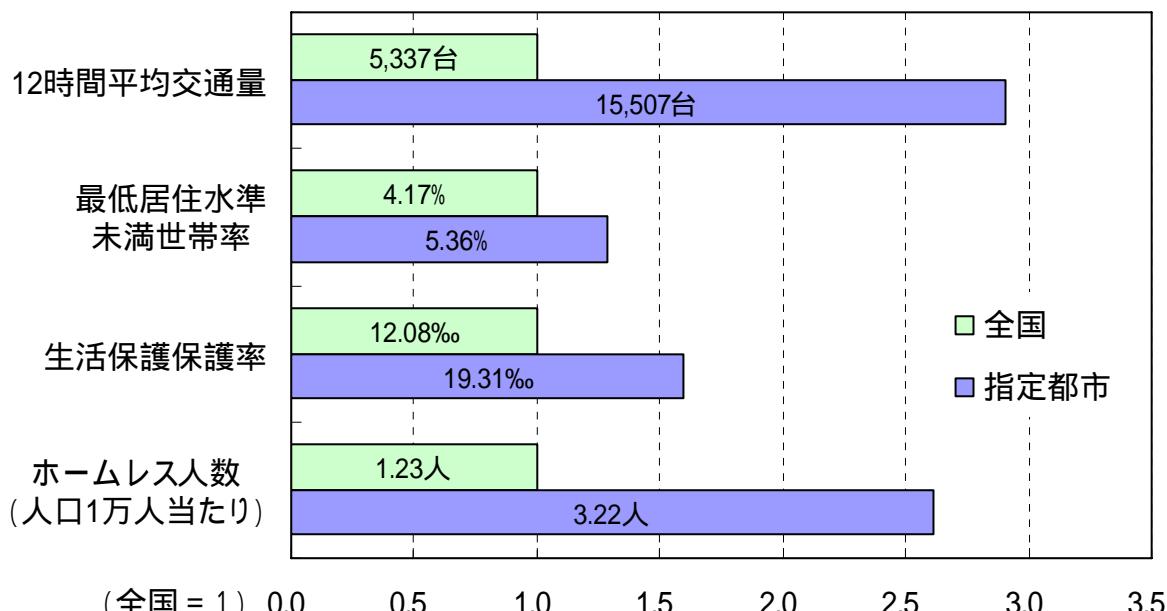


日本経済の牽引役

一方で

過密・集中による都市的課題が存在

経済・生活のインフラ問題、環境や安全・安心に係る問題、福祉の問題など過密・集中による都市的課題がある。

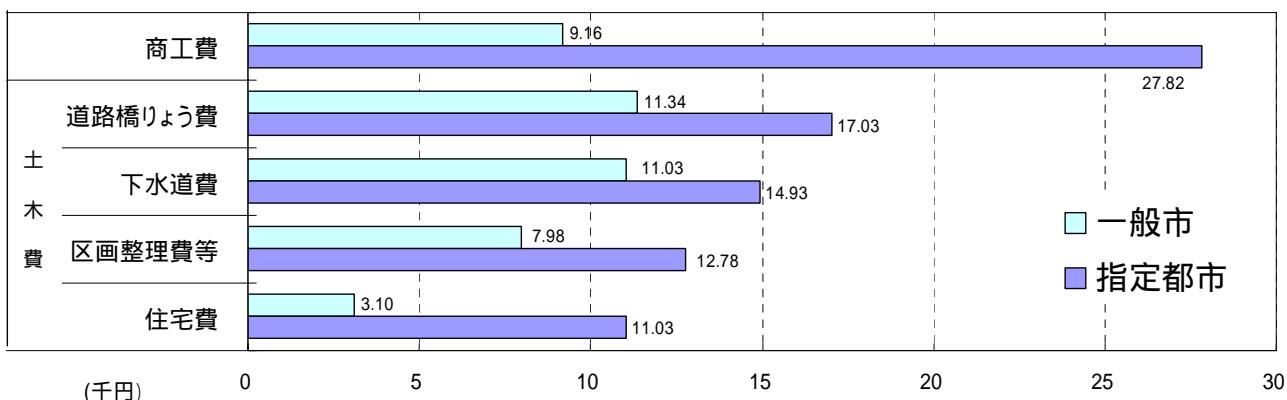


大都市特有の財政需要

法人需要・インフラ需要

企業活動支援、道路、下水道の整備など

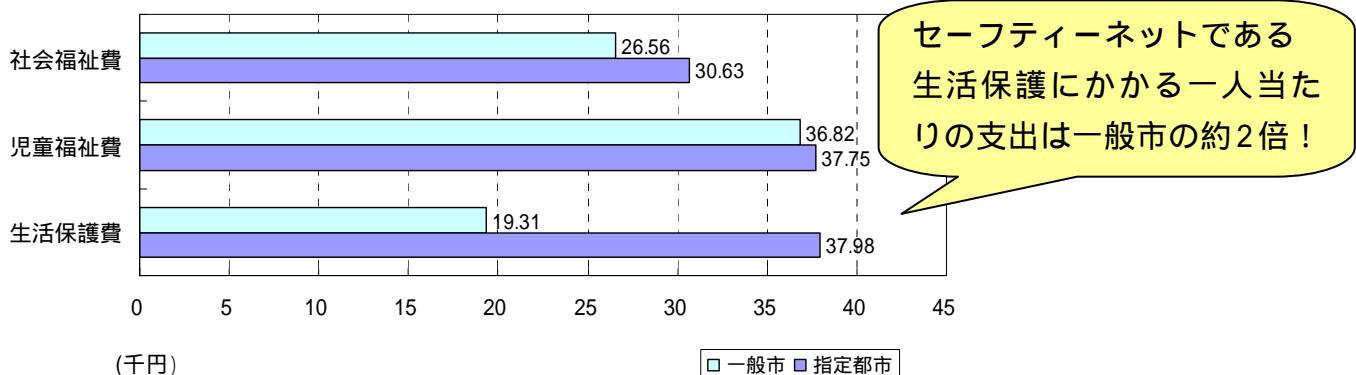
【人口一人当たり歳出額】



都市的課題から発生する需要

生活保護費や保育所関係経費、ホームレス対策経費など

【人口一人当たり歳出額】



セーフティーネットである
生活保護にかかる一人当たりの支出は一般市の約2倍！

大都市の財政状況

大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していない

大都市特例事務に係る
税制上の措置不足

歳入に占める税収の割合が低く、大都市特有の財政需要に対応するための多額の起債が必要

人口や産業の集積が高いが、それに見合った税の配分がされていない

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

～指定都市の実態について～

. 大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

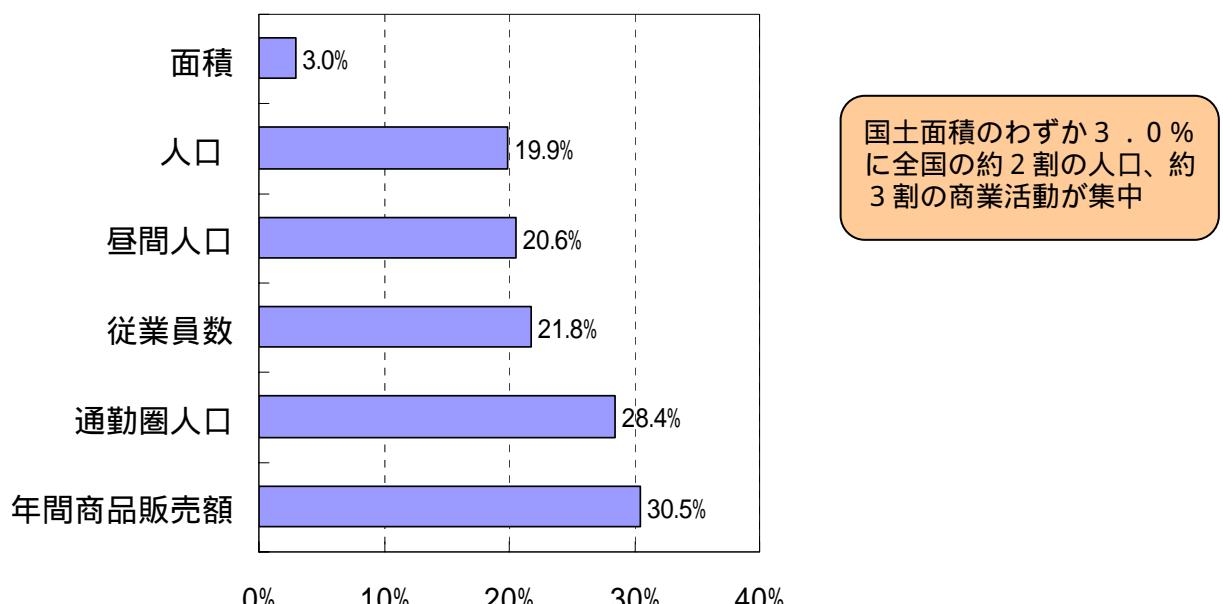
(1) 大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

大都市の集積性^{*}：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の3.0%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約3割にものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

* 集積性：人・物・情報や経済活動・都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】



*各種統計より作成

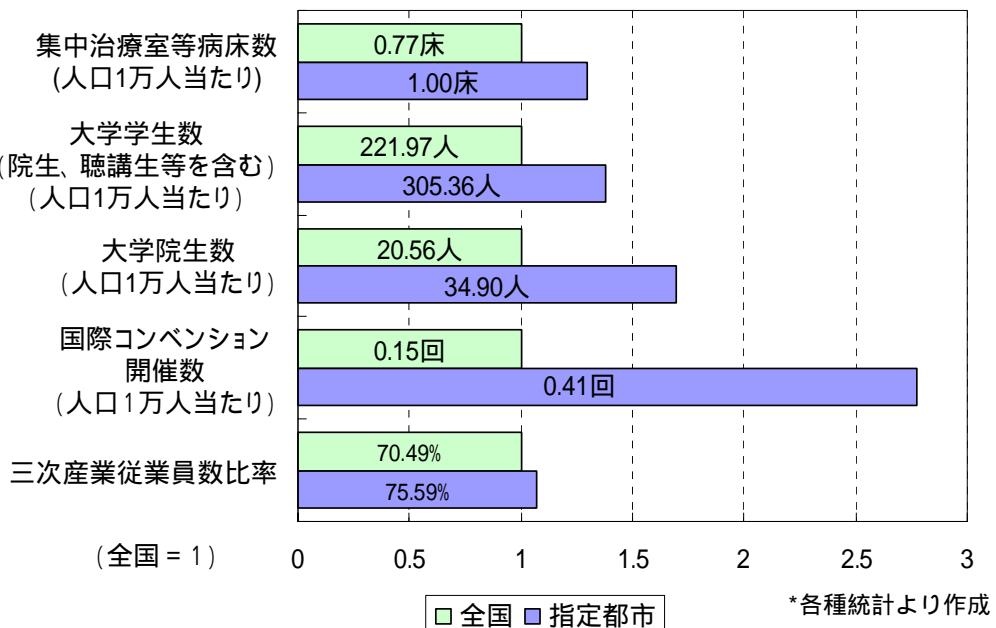
*通勤圏人口は5%通勤圏人口

大都市の高次性*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

* 高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】



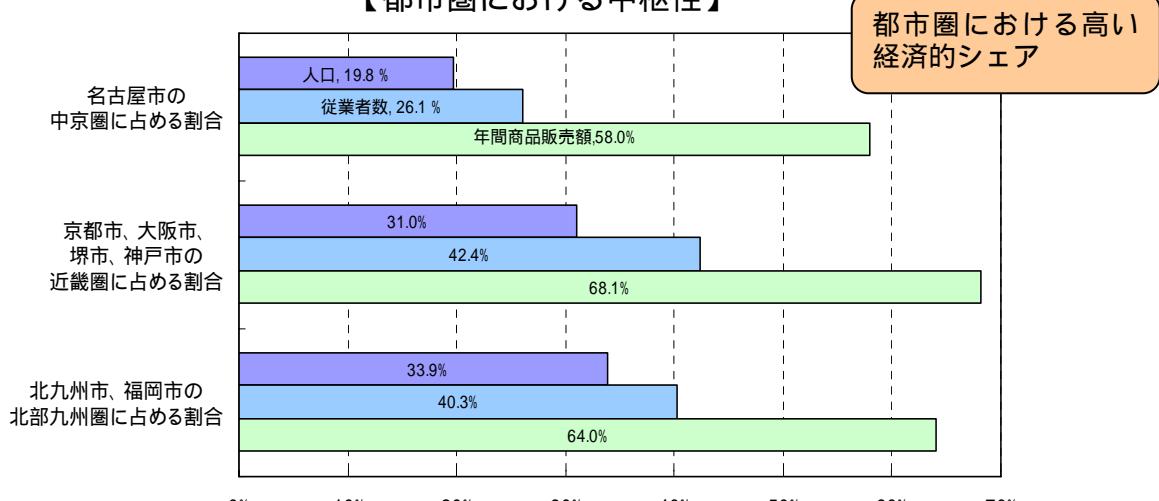
*各種統計より作成

大都市の中核性*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は2、3割でも従業者や商業活動では4割、7割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

* 中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】



都市圏における高い
経済的シェア

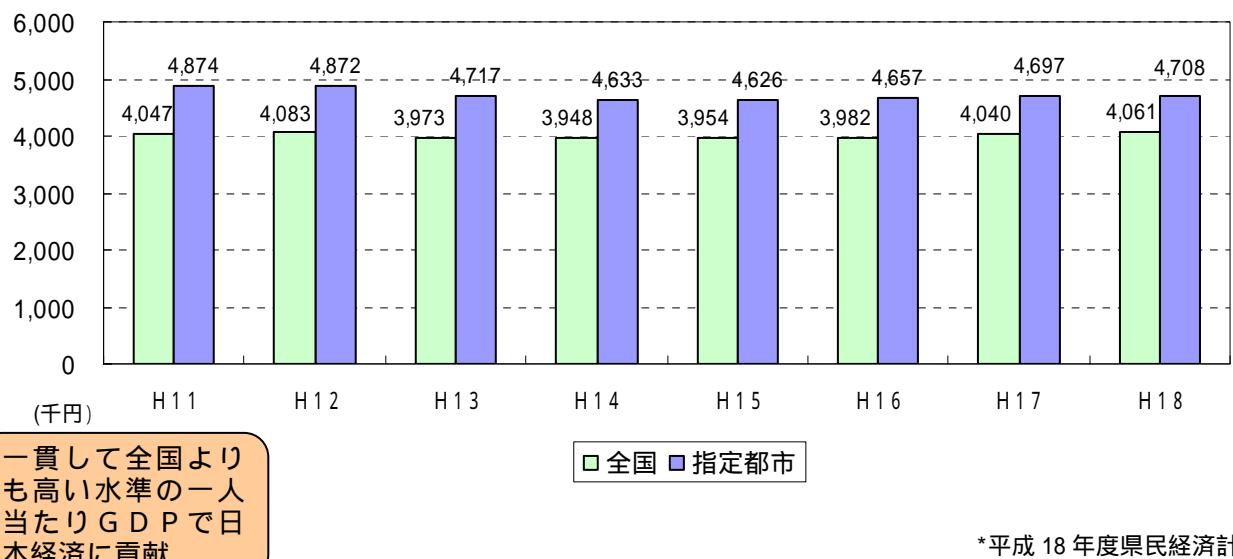
*各種統計調査より作成

*人口は2007年度、従業者数は2006年度、年間商品販売額は2005年度

大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人当たり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

【一人当たり地域内GDP】



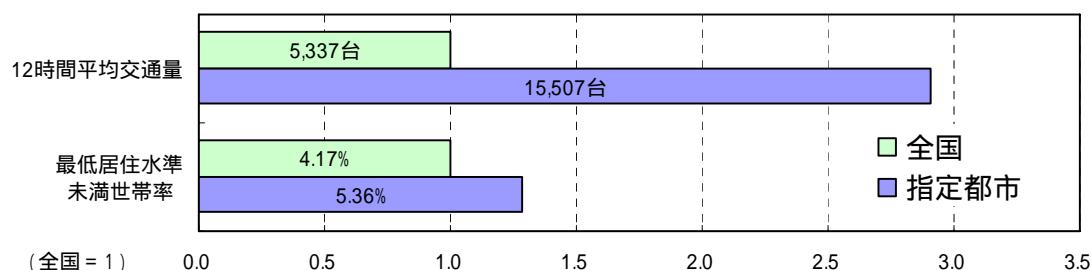
(2) 大都市の都市的課題

過密や集中に起因する都市的課題

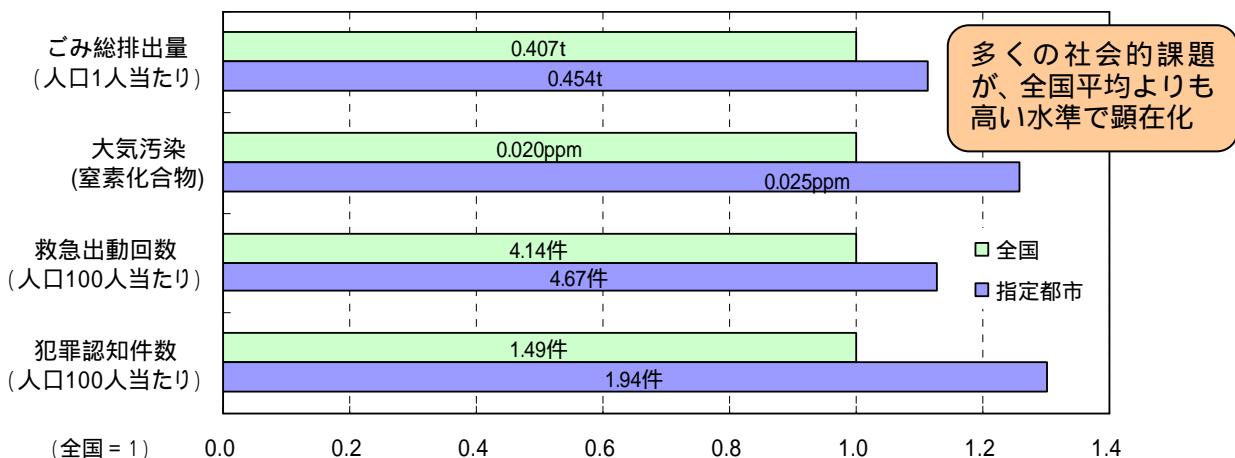
指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、逆に過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされてきた。

【顕在化する都市的課題】

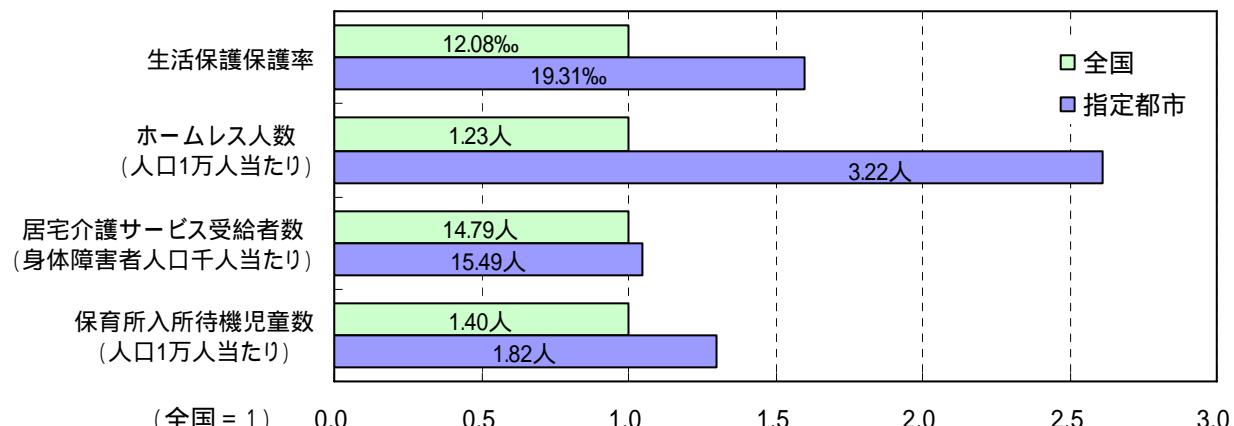
< 都市インフラの整備 >



< 環境・安全安心 >



< 福祉 >



*各種統計より作成

. 大都市特有の財政需要

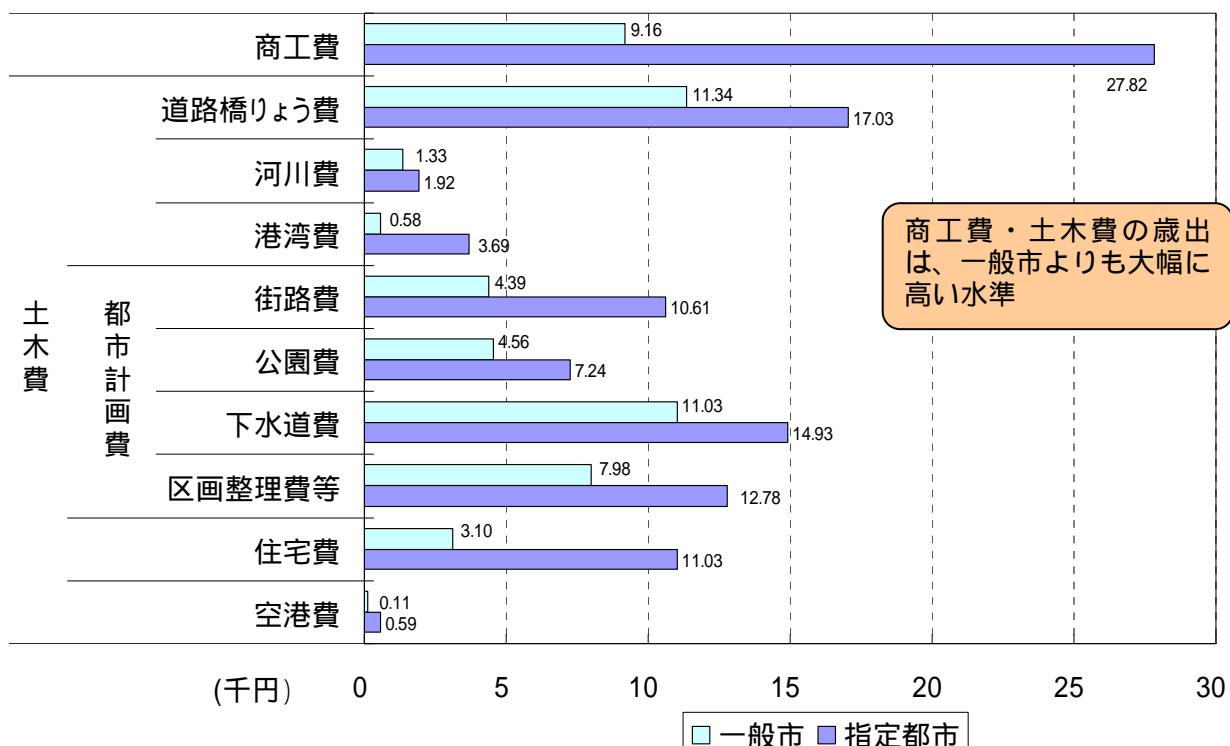
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

(1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。その結果、指定都市の商工費や土木費、公営企業等に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

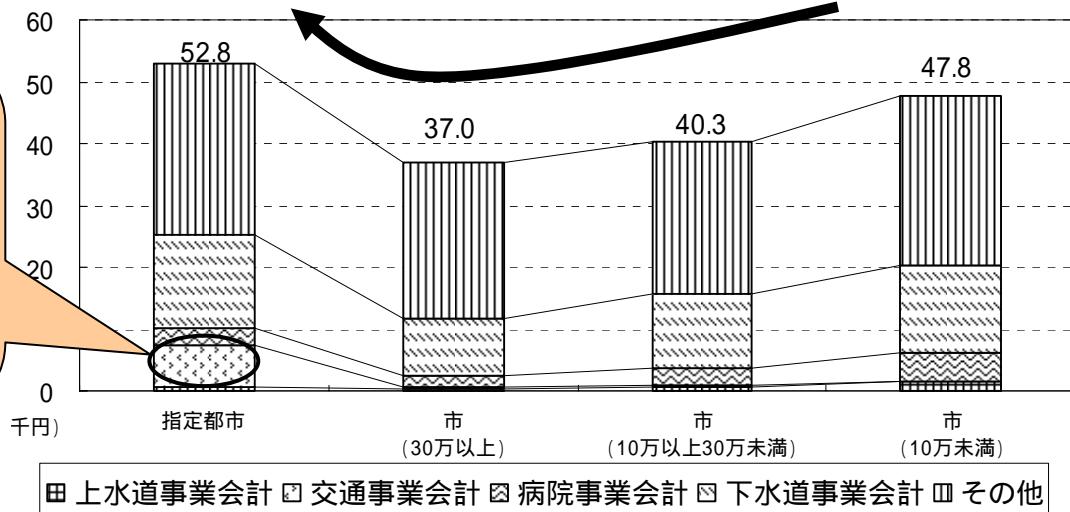
【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（一人当たり歳出額）】



*平成 19 年度市町村別決算状況調

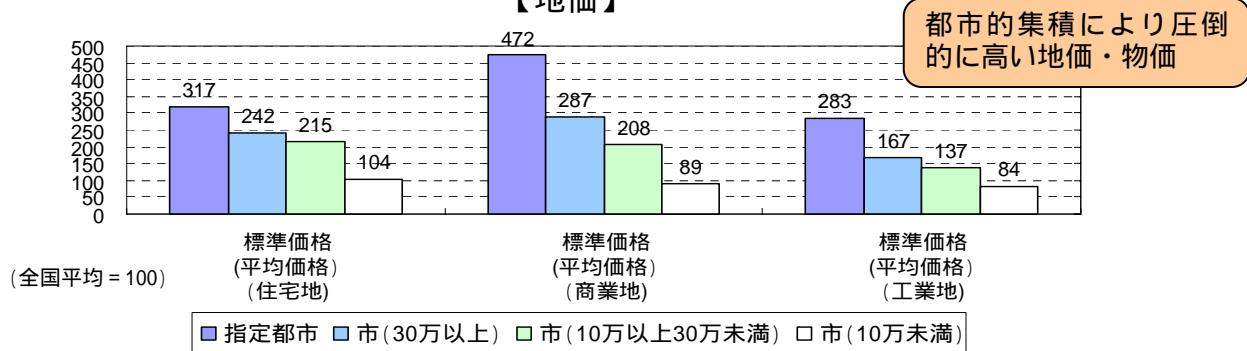
【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】

都市の中枢性
に対応する都
市交通の基盤
整備や維持管
理のための高
い財政負担



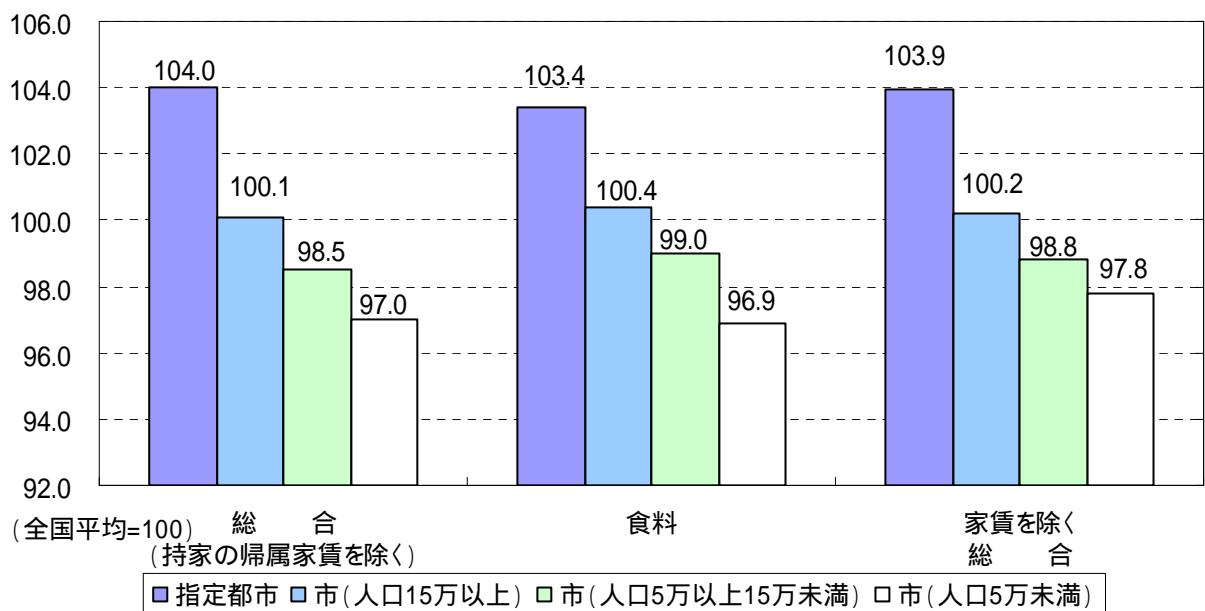
*平成 19 年度市町村別決算状況調

【地価】



*平成 19 年度都道府県地価調査

【物価】

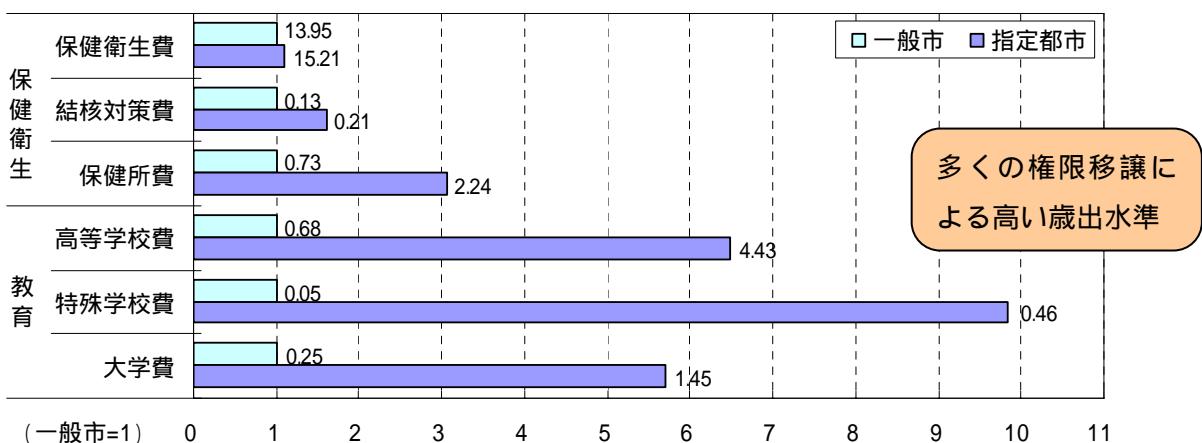


*平成 20 年平均消費者物価地域差指数

道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（一人当たり歳出額 千円）】



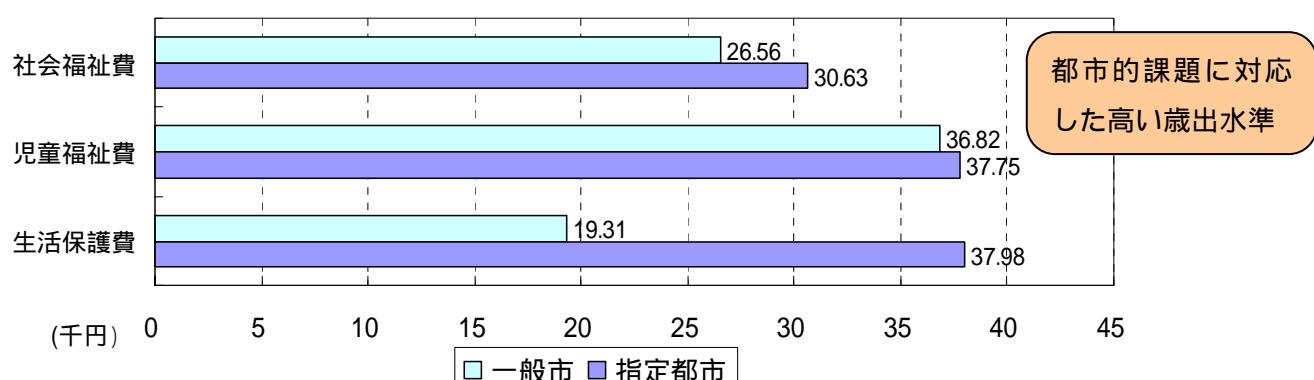
*平成 19 年度市町村別決算状況調

（2）都市的課題に対応する財政需要

安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については約 2 倍の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（一人当たり歳出額）】



*平成 19 年度市町村別決算状況調

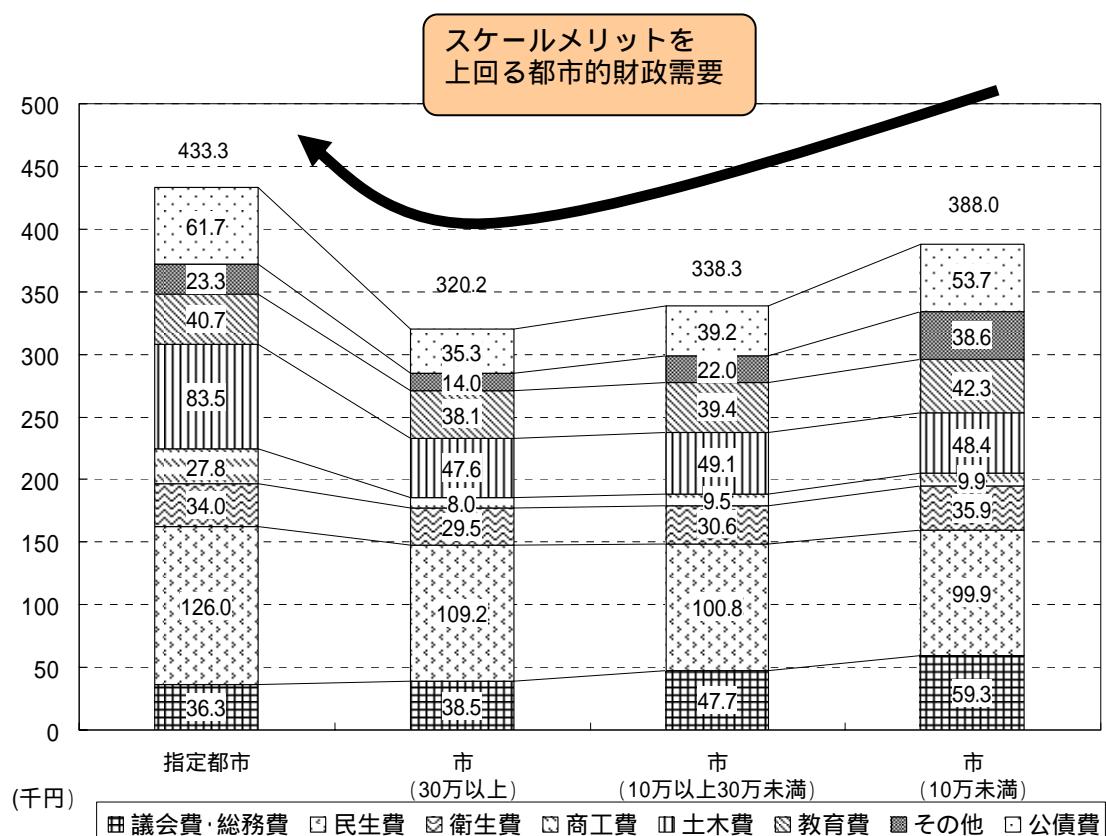
. 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

大都市特有の財政需要による高い歳出水準

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。しかしながら、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。

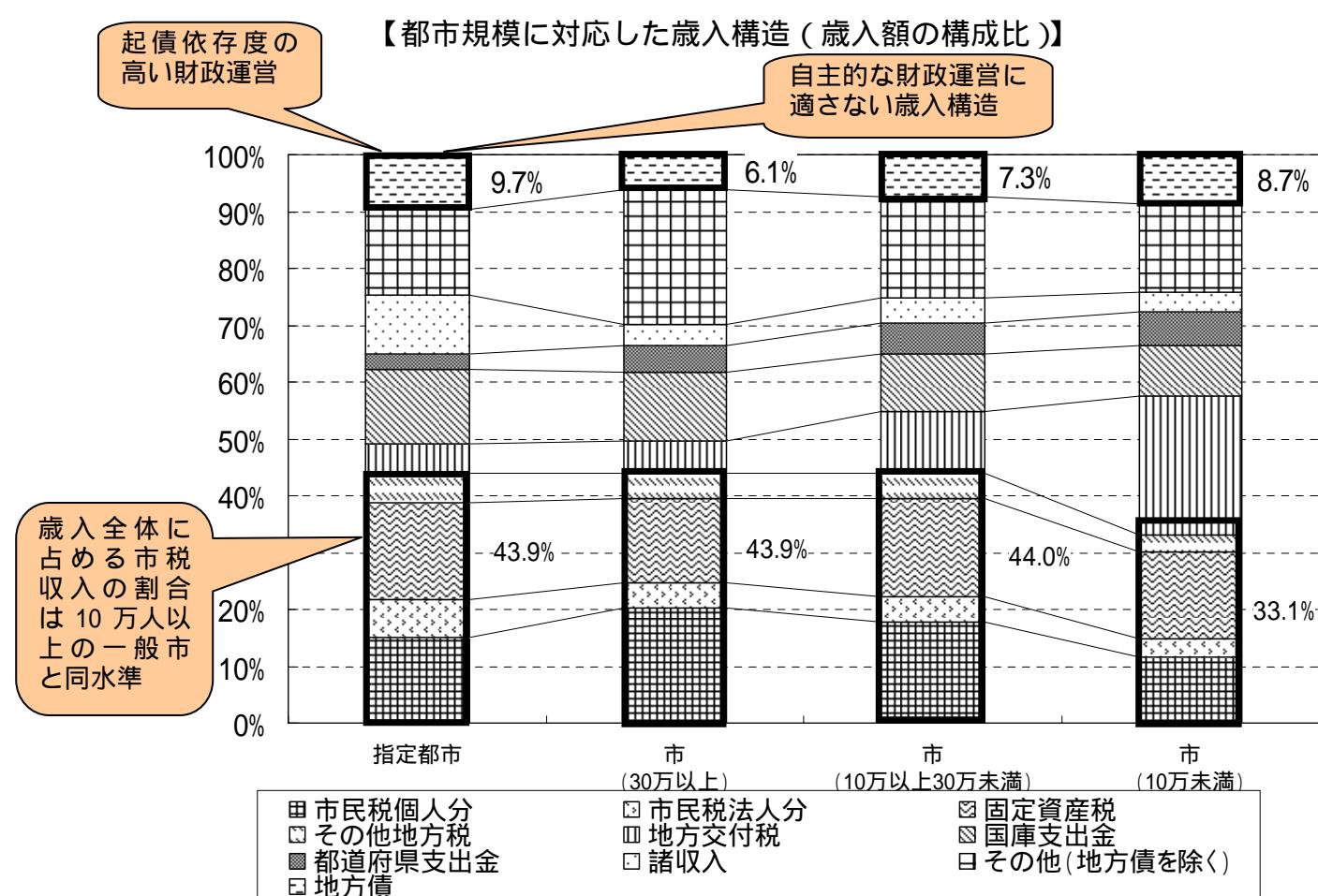
【都市規模に対応した歳出構造（一人当たり歳出額）】



*平成 19 年度市町村別決算状況調

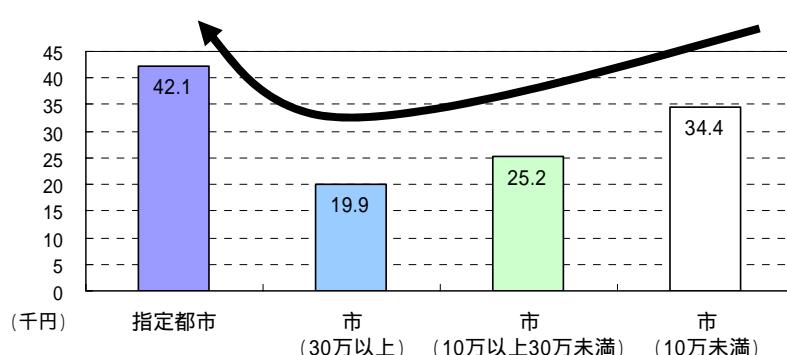
税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

指定都市では歳入全体に占める市税収入の割合は人口 10 万人以上の一般市と変わらない低い水準であり、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立しておらず、自主的な財政運営に適した歳入構造とはなっていない。また、大都市特有の財政需要に対応するため、歳入全体に占める起債比率は高くなっている。



*平成 19 年度市町村別決算状況調

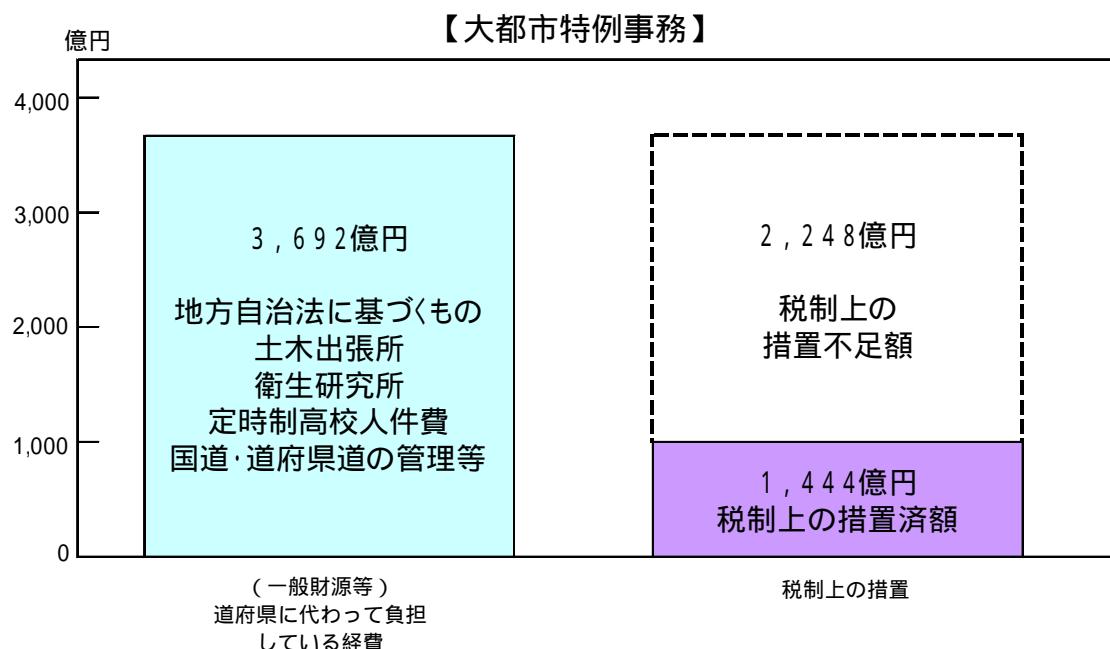
【人口一人当たり起債額】



*平成 19 年度市町村別決算状況調

大都市特例事務に係る税制上の措置不足

大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税財政制度上では確保されておらず、一般財源からの持ち出しとなっている。



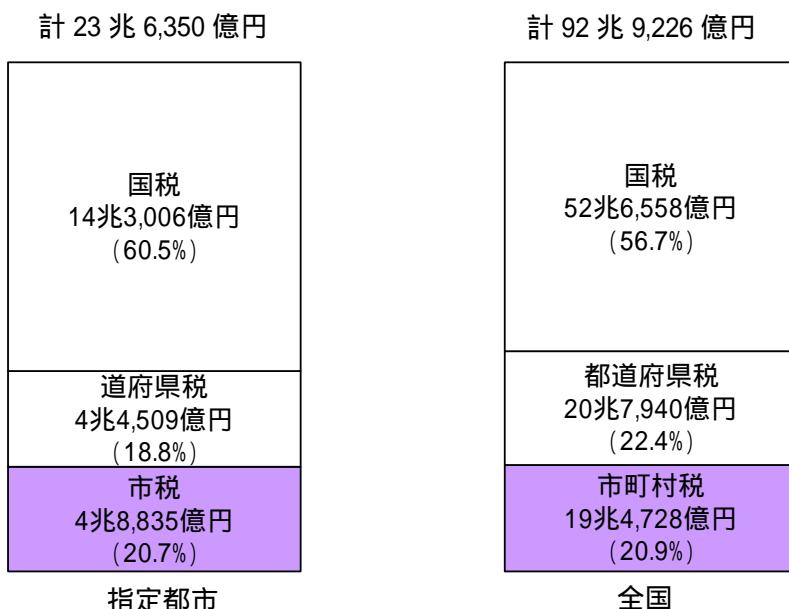
*平成 21 年度予算に基づく概算

配分割合の低い市域内税収*

指定都市の市域内税収（市域内の住民や企業が負担する税金）のうち、市税として指定都市に配分される割合はわずか 20.7% にすぎない。全国レベルにおいても市町村税の配分割合は 20.9% にとどまっているが、指定都市は更に少ない。

*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

【指定都市域内税収の配分状況】

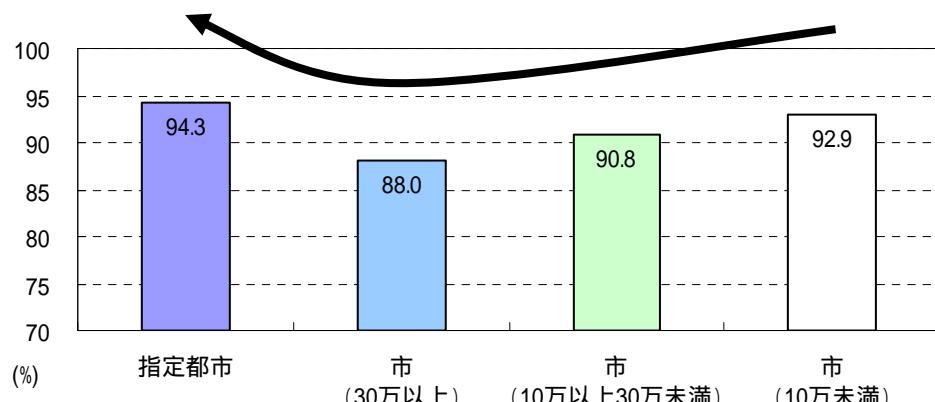


*平成 19 年度決算

大都市における財政状況の悪化

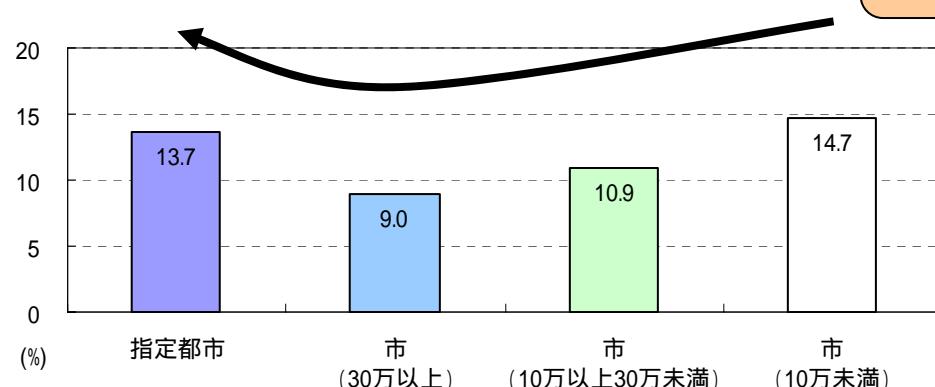
一般市では都市規模が大きくなるに従い経常収支比率は改善されるが、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率は悪化する。また、指定都市では多額のインフラの整備費が必要となり、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっている。

【経常収支比率】

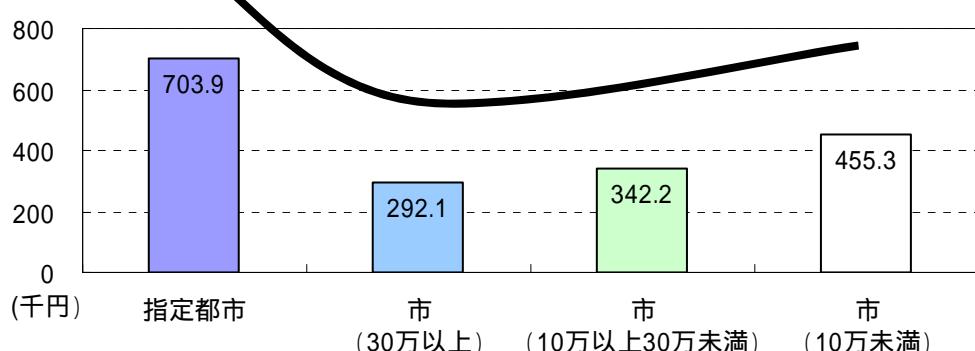


厳しい
財政状況

【実質公債費比率】



【人口一人当たり地方債現在高】



*平成 19 年度市町村別決算状況調

. 大都市の特性に合った税財政制度の構築

日本経済の再生に向けて大都市に対する期待は大きい。全国の2割の人口規模を有する中で、高いGDPの水準を保ちながら首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県の中心として地域経済を牽引してきた。

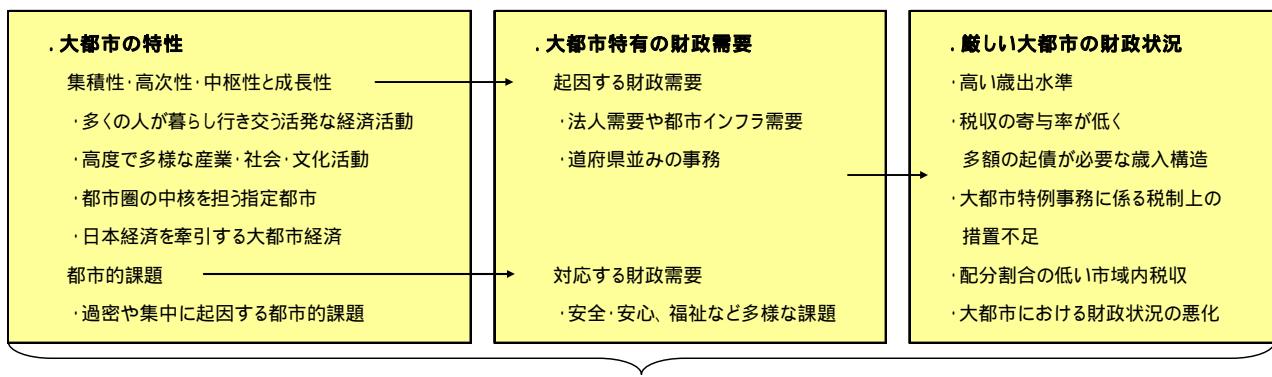
今後においても、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が生じることで、特に法人からの税収の増加によって、法人の集積が顕著な大都市の税収が増大し、税収の偏在性が高まるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、自主財源による歳入の確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いている。大都市は裕福ではなく、財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性・高次性・中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要である。



出典及び用語・集計方法等についての注釈

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時期	自治体ベース	合併 週及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
大都市としての集積性 高次性 中核性 成長性 大都市の特性	集積性	面積	国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」	平成19年10月1日時点	2007年度末		全指定都市	
		人口	総務省統計局「平成19年推計人口調査」	平成19年10月1日時点	2007年度末		全指定都市	
		昼間人口	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2005年度末		全指定都市	
		従業者数	総務省「平成18年事業所・企業統計」	平成18年10月1日時点	2006年度末		全指定都市	
		通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	岡山市を除く指定都市 東京・大阪の大都市圏に含まれ、昼間人口比率が1.0を下回る指定都市は対象外としているため。		通勤圏人口：総務省「平成12年国勢調査報告」を基にした推計値
		年間商品販売額	経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年6月1日時点	2007年度末		全指定都市	
	高次性	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2005年度末		全指定都市	集中治療室等病床数：二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計
		大学生数	文部科学省「平成20年学校基本調査」	平成20年5月1日時点	調査時点		岡山市を除く指定都市 岡山市を除く「学校基本調査」にデータが示されていないため。	
		大学院生数	文部科学省「平成20年学校基本調査」	平成20年5月1日時点	調査時点		岡山市を除く指定都市 岡山市を除く「学校基本調査」にデータが示されていないため。	
		国際コンベンション開催数	(独)国際観光振興機構「2007年コンベンション統計」	(平成19年中)	調査時点		全指定都市	国際コンベンション：参加者総数が50名以上、参加国が3カ国以上、開催期間が1日以上の国際会議
		三次産業従業員比率	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2005年度末		全指定都市	
	中核性	名古屋市の中京圏に占める割合	総務省統計局「平成19年推計人口調査」 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2007年度末		名古屋市 中京圏に占める名古屋市の割合を示す指標であるため。	中京圏：岐阜県、愛知県、三重県
		京都市、大阪市、堺市、神戸市の近畿圏に占める割合	総務省統計局「平成19年推計人口調査」 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2007年度末		京都市、大阪市、堺市、神戸市 近畿圏に占める京都市、大阪市、堺市、神戸市の割合を示す指標であるため。	近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
		北九州市、福岡市の北部九州圏に占める割合	総務省統計局「平成19年推計人口調査」 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2007年度末		北九州市、福岡市 北部九州圏に占める北九州市と福岡市の割合を示す指標であるため。	北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県
	成長性	一人当たり地域内GDP	平成18年度 県民経済計算	(平成18年度中)	2006年度末	×	さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 岡山市を除く「県民経済計算」にこれらの市のデータが示されていないため。	
都市的課題	都市的インフラ	12時間平均交通量	国土交通省道路局編「道路交通センサス(平成17年度)」	平成17年9～11月時点	調査時点	×	新潟市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 岡山市を除く「道路交通センサス」のデータには調査当時の指定都市の合計値のデータが示されているため。	
		最低居住水準未満世帯率	総務省統計局「平成15年度 住宅・土地統計調査」	平成15年10月1日時点	2003年度末	×	新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 岡山市を除く「住宅・土地統計調査」にこれらの市のデータが示されていないため。	
	環境安全安心	ごみ総排出量	環境省「日本の廃棄物処理」平成18年度版	平成19年3月31日時点	2006年度末		全指定都市	
		大気汚染(窒素化合物)	環境省「大気汚染物質広域監視システム」	平成20年10月1日時点(時報値)	調査時点		全指定都市	
		急救出動件数	総務省消防庁「平成20年版 救急・救助の現況」 横浜市「大都市比較統計年表(平成19年)」	平成20年4月1日時点	2007年度末		岡山市を除く指定都市 岡山市を除く「横浜市」大都市比較統計年表に、データが示されていないため。	
		犯罪認知件数	警察庁刑事局「犯罪統計書(平成19年)」	(平成19年中)	2007年度末		全指定都市	
	福祉	生活保護保護率	平成19年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)	(平成19年度中)	2007年度末		全指定都市	
		ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成21年)」	平成21年1月時点	2007年度末		全指定都市	
		居宅介護サービス受給者数	平成18年 厚生労働省 介護サービス施設・事業所調査	平成18年9月30日時点	2006年度末		全指定都市	
		保育所入所待機児童数	厚生労働省「平成19年度 保育所入所待機児童数調査」	平成19年4月1日時点	2007年度末		全指定都市	

出典及び用語・集計方法等についての注釈（前頁からの続き）

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時点	自治体ベース	合併 遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
大都市特有の財政需要	法人需要	法人需要への対応と都市インフラの整備	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
		公営企業等に対する繰出金	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
		地価	平成19年度 都道府県地価調査	平成19年7月1日時点	2007年度末		札幌市、大阪市、堺市を除く指定都市 出典である「都道府県地価調査」に、これらの市のデータが示されていないため。	
		物価	総務省統計局 「平成20年度平均消費者物価地域差指数」	(平成20年中)	2007年度末		浜松市、出典である「平均消費者物価地域差指数」に、データが示されていないため。	
	道府県並みの事務	保健衛生・教育への支出	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
	課題	安全安心福祉	福祉サービス・公的扶助に対応する支出	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
厳しい財政状況	高い歳出水準	都市規模に対応した歳出構造	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
	多額の起債が必要	都市規模に対応した歳入構造	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
		人口一人当たり起債額	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
	税制措置不足	大都市特例事務	各指定都市平成21年度予算	(平成21年度中)	2009年度末		全指定都市	
	低い配分割合	市域内税収の配分割合	各指定都市平成19年度決算等	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
	財政状況の悪化	経常収支比率	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
		実質公債費比率	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	
		人口一人当たり地方債現在高	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末		全指定都市	

今後の政権運営に対する指定都市市長会要請

このたび、先の衆議院総選挙を経て、9月16日に発足された鳩山内閣におかれましては、地方分権を積極的に推進していく姿勢が示されているところです。

指定都市市長会としても、政権公約において、基礎自治体を重視した「補完性の原理」に基づいた改革を進めるとされた点や国の出先機関改革に伴う指定都市への事務権限の移譲を明記された点、国直轄事業負担金の廃止を明記された点、国と地方の協議の場の法制化を明記された点などについて、評価しています。

特に、大都市制度のあり方を検討するとされた点については、積極的な取り組みがなされるよう大いに期待するところです。

一方で、国と地方の税源配分のは正や指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制について明確な言及がなかったことは残念であり、また、補助金の一括交付金化や自動車関連諸税の暫定税率の廃止など、その内容如何によっては地方への影響が懸念される点もあります。

現在、指定都市市長会はいわゆる地方六団体には位置づけられていませんが、指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国的地方自治制度において最も自立した自治体であり、鳩山内閣が基本方針に掲げられた地域主権国家における基礎自治体のモデルとなるものです。

については、指定都市市長会の位置づけについてご配慮いただくとともに、政権公約に掲げられた政策の具体化にあたっては、できるだけ早期に、その内容を明示していただくとともに、我々の意見を十分に踏まえていただきつつ、明記されなかった点についても改めて検討を行い、眞の地方分権改革を力強く推進されるよう、次のとおり要請します。

平成21年9月28日
指 定 都 市 市 長 会

1 指定都市の意見を直接反映する仕組みの構築

指定都市は鳩山内閣が目指す地域主権国家における基礎自治体のモデルとなるものであることから、指定都市市長会の位置づけについて十分配慮するとともに、我々の意見を直接反映する仕組みを構築すること。

(1) 国と地方の協議の場への指定都市の参加

政権公約には、「国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどの地方分権施策を推進します」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるにあたっては、鳩山内閣が目指す地域主権国家における基礎自治体のモデルとなる指定都市の意見を直接反映することが重要である。

また、「子ども手当」の創設など政権公約に基づき実施する個別政策については、指定都市に影響を及ぼすものも少なからず見受けられることから、今後、地方分権施策や指定都市に影響を及ぼす政策を国が立案する際に、我々の意見を取り入れができるよう、「国と地方の協議の場」を法律で設置し、都道府県などとともに指定都市を構成メンバーとすること。

(2) 行政刷新会議（仮称）への指定都市の参加

政権公約には、「「行政刷新会議（仮称）」を設置し、自治体関係者や民間有識者の意見を踏まえ、国・自治体・民間の果たすべき役割分担の再構成を含め、集中的に国の事業の見直しを行います。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

国と地方の役割分担の見直しにあたっては、鳩山内閣が目指す地域主権国家における基礎自治体のモデルとなる指定都市の意見を直接反映することが重要であり、「行政刷新会議（仮称）」に指定都市市長会の代表を参加させること。

(3) 地方税財政制度の協議への指定都市の参加

政権公約には、「地方税については、地方6団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が対等な立場で協議を行います。」とあるが、税制の見直しにあたっては次のとおり要請する。

地方税財政制度のあり方を協議する際には、鳩山内閣が目指す地域主権国家において最も自立した基礎自治体である指定都市が直接参加することが重要であり、指定都市市長会の代表を参加させること。

2 指定都市に対する大幅な権限移譲

(1) 権限移譲及び義務付け・枠付け・関与の見直し

政権公約には、「基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国及び都道府県から大幅に移譲します。」「法律や政省令のうち住民の生活に密接に関係するものについては、法律や政省令の規定を廃止する、もしくは地方の条例で変更できる旨や条例に委ねる旨の規定を法律や政省令に設けます。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国・道府県が担わなければならぬ事務以外の事務全てを指定都市に権限移譲すること。

また、住民に最も身近な基礎自治体が、各地域の特性に応じ、政策立案から管理執行に至るまで自らの責任において、自主的・総合的に決定できるようにするため、法令等による義務付け・枠付け・関与を見直し、国及び道府県による指定都市への関与の廃止・縮小を早急に実現すること。

(2) 国の出先機関の見直し

政権公約には、「国の出先機関である地方支分部局は、その事務を主に都道府県・政令指定都市等に移管することに伴って原則廃止し、国と地方の二重行政を解消します。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

国の出先機関の見直しにあたっては、その具体的な内容と地方へ移譲しようとする事務・権限及び国における職員の削減数など具体的な数値について早急に明らかにする必要がある。

そのうえで、地方に事務・権限を移譲するにあたっては、必要な財源を地方へ税源移譲すること。

また、見直しに伴う地方への職員の移管等について議論するにあたっては、国からの一方的な押し付けはすべきではなく、事務権限の見直しに応じて、移管等を必要としないことも含め、地方が主体的に決定できるような仕組みとすること。

3 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度の確立

(1) 地方財源総額の確保

政権公約には、「地域主権を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

三位一体の改革により地方財源の総額は大幅に縮減し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難になっている。

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる地方の役割を踏まえ、必要な地方財源の総額が確保されるよう、適切な措置を行うこと。

特に、自動車関連諸税の暫定税率の廃止や生活保護の母子加算の復活等、地方税財政に影響のある制度改正・施策等を行うにあたっては、国の責任において確実な財源措置を実施すること。

(2) 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

政権公約には、「基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国及び都道府県から大幅に移譲します。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

地方が事務事業を自主的かつ自立的に執行できる真の地方分権を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

そのために、第二期地方分権改革の中で消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国と地方の税の配分割合を当面5：5とすること。

(3) 国庫補助負担金の改革

政権公約には、「補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。」とあるが、国庫補助負担金の見直しにあたっては次のとおり要請する。

制度設計が示されていないものの、一括交付金による財政措置では、なお国の関与の継続が懸念されるため、真の地方分権の実現に向け、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、生活保護など地方の独自性や創意工夫を發揮する余地がなく、全国的に画一的な取扱いとなっている事業など、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国の負担とすること。

やむを得ず、一括交付金を導入する際には、指定都市が必要とする財源を確保し、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

なお、自治体間の格差是正を一括交付金で行うことは不適切であり、財政調整機能は地方交付税によること。

(4) 地方交付税の改革

政権公約には、「自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。」とあるが、地方交付税制度の見直しにあたっては次のとおり要請する。

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供するための地方固有の財源であり、その改革は、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な協議を行ったうえで進めること。

またその際、地方財源不足額等の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく法定率の引き上げにより対応することとするほか、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。

(5) 国直轄事業負担金の廃止

政権公約には、「(国直轄事業の地方負担金) 制度を廃止し、地方の負担をなくします。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については国の負担で整備・維持管理を行い、国直轄事業負担金は廃止すること。

特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すること。

また、役割分担の見直しにより、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

(6) 大都市特例税制の創設

政権公約には、「基礎的自治体の規模や能力の拡大、広域自治体の役割の整理をさらに図り、将来的には基礎的自治体を重視した地域主権国家を目指します。」とあるが、具体化にあたっては次のとおり要請する。

現在、事務配分の特例により道府県の事務権限が指定都市に移譲されているが、地方税制は事務権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源については、税制上の措置が不十分であることに加え、第二期地方分権改革において、新たに指定都市の役割分担となる事務事業の財源についても税制上の措置が必要である。

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費について財源措置するため、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制を創設すること。

(7) 税制改正による地方税収への影響について

政権公約には、「(消費税について) 現行の税率5%を維持し、税収全額相当分を年金財源に充當します。」「(自動車関連諸税について) 暫定税率は地方分も含めてすべて廃止します。」とあるが、税制の見直しにあたっては次のとおり要請する。

地方消費税や自動車関連諸税の地方分などは、地方自治体が基礎的な行政サービスを提供するための貴重な財源である。また、見直しを行うとされている税目には地方交付税の原資となっているものほか、見直しによって地方税の減収につながる内容もある。

税制改正にあたっては、国と地方の新たな役割分担と地方の多様性に合わせた、分権型社会にかなう地方税を中心とした地方税財政制度を構築することを念頭に、地方税収への影響について十分配慮すること。

4 新たな大都市制度の創設

政権公約には、「大都市制度のあり方を検討する一方で、住民と行政の距離を縮めるため、政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限を持った自治区を設けられるようにします。」とあるが、大都市制度の創設に向けて、次のとおり要請する。

現行の指定都市制度は、50年以上前に始まった「暫定的な措置」であり、全国の約2割もの人口が集中する指定都市が、そのポテンシャルを十分に発揮し、日本全体を牽引していくには不十分なものであることから、早急に検討を開始し、新たな大都市制度を創設すること。

なお、新たな大都市制度の検討にあたっては、指定都市の意見を十分に踏まえること。

5 平成21年度補正予算の執行

鳩山内閣においては、平成21年度補正予算についての執行を一部停止する方針を示している。

地方自治体においては、早期の経済回復や雇用確保を確かなものとするため、国と歩調をあわせて、緊急経済対策として、既に事業に着手していることから、次のとおり要請する。

国の補正予算事業のうち、既に交付決定や内示を得ているほか、地方議会の議決を経て予算化しているなど手続きが進行している事業については、市民生活に混乱を起こし国と地方の信頼関係を損なうことの無いよう、執行停止や返還の対象から除くこと。

また、それ以外の事業についても執行の停止については、指定都市を始め地方の意見を十分聞いたうえで、現場に混乱が生じないよう、慎重な対応を行うこと。